

令和2年第4回

甲佐町議会12月定例会会議録

令和2年12月11日～令和2年12月15日

熊本県甲佐町議会

令和2年第4回甲佐町議会（定例会）目次

○12月11日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 議長の諸般の報告について	4
日程第4 町長の提案理由の説明について	4
日程第5 同意第5号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて	6
散会	7

○12月14日（第2号）

出席議員	8
欠席議員	8
本会議に職務のために出席した者の職氏名	8
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	8
開議	10
日程第1 一般質問	10
10番 井芹しま子議員	10
6番 佐野安春議員	26
1番 甲斐良二議員	40
7番 荒田 博議員	48
散会	53

○12月15日（第3号）

出席議員	54
欠席議員	54
本会議に職務のために出席した者の職氏名	54
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	54
開議	56
日程第1 議案第61号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	56

日程第 2	議案第62号	甲佐町スポーツセンターの設置、管理及び使用料に関する 条例の制定について……………	58
日程第 3	議案第63号	甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に ついて……………	62
日程第 4	議案第64号	甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 の制定について……………	65
日程第 5	議案第65号	甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について・	68
日程第 6	議案第66号	甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に 関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	70
日程第 7	議案第67号	工事請負契約の締結について……………	73
日程第 8	議案第68号	財産の取得について……………	79
日程第 9	議案第69号	西原飲料水供給施設指定管理者の指定について……………	81
日程第10	議案第70号	井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について……………	81
日程第11	議案第71号	柳瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について……………	81
日程第12	議案第72号	広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について……………	82
日程第13	議案第73号	打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について……………	82
日程第14	議案第74号	本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について……………	82
日程第15	議案第75号	令和 2 年度甲佐町一般会計補正予算（第 8 号）……………	86
日程第16	議案第76号	令和 2 年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算 （第 3 号）……………	95
日程第17	議案第77号	令和 2 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）……………	97
日程第18	議案第78号	令和 2 年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算 （第 2 号）……………	99
日程第19	議案第79号	令和 2 年度甲佐町水道事業会計補正予算（第 1 号）……………	100
日程第20		総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	103
日程第21		産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	103
日程第22		議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	103
		閉会……………	104

1 2月1 1日 (金曜日)

令和2年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第1号)

- 1. 招集年月日 令和2年12月11日
- 1. 招集の場所 甲佐町議会議場
- 1. 開会・開議 12月11日 午前10時00分 議長宣告
- 1. 散会 12月11日 午前10時22分 議長宣告

1. 出席議員

- | | | |
|----------|---------|-----------|
| 1番 甲斐良二 | 2番 甲斐高士 | 3番 田中孝義 |
| 4番 鳴瀬美善 | 5番 森田精子 | 6番 佐野安春 |
| 7番 荒田博 | 8番 宮本修治 | 10番 井芹しま子 |
| 11番 宮川安明 | 12番 本田新 | |

1. 欠席議員

- 9番 福田謙二

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

- 議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

- | | |
|-----------------|----------------|
| 町長 奥名克美 | 副町長 師富省三 |
| 会計管理者 渡邊友美 | 総務課長 北野太 |
| 企画課長 古閑敦 | 地域振興課長 荒田慎一 |
| くらし安全推進室長 佐々木善平 | 税務課長 奥名雄吉 |
| 環境衛生課長 橋本良一 | 住民生活課長 藤井貴美代 |
| 健康推進課長 福島明広 | 福祉課長 岡本幹春 |
| 農政課長 井上幸介 | 建設課長 志戸岡弘 |
| 会計課長 渡邊友美 | 町民センター所長 中林健次 |
| 教育長 蔵田勇治 | 学校教育課長 吉岡英二 |
| 社会教育課長 奥村伸二 | 農業委員会事務局長 井上幸介 |
| 選挙管理委員会書記長 北野大 | |

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

- 7番 荒田博 8番 宮本修治

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議長の諸般の報告について

日程第4 町長の提案理由の説明について

日程第5 同意第5号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。皆様にお知らせいたします。9番、福田謙二議員から、本日の会議の欠席届が出ております。これを許しております。

それでは、これより令和2年第4回甲佐町議会定例会を開会いたします。

今回の定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、議員、執行部及び事務局職員はマスクの着用をすることとしてます。また、傍聴者におかれても、マスクの着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は、議席に配布のとおりでございますので朗読を省略いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（宮川安明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番、荒田博議員、8番、宮本修治議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件は議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

12番、本田議会運営委員長。

○議会運営委員長（本田 新君） ご報告いたします。先の定例会において付託を受けておりました令和2年第4回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より報告いたします。

去る11月30日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、総務課長、行政係長、財務係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提出案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布のとおり、会期を本日12月11日から15日までの5日間と決定いたしました。

本日は、会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明及び人事案件の審議、12日、13日は議案調査のため休会、14日は一般質問、15日は条例案件、工事請負契約案件、財産の取得案件、指定管理者の指定、令和2年度一般会計補正予算及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件についての審議。以上のとおり議会運営委員会では決定しましたので、議員各位におかれましては、よろしくご審議の上ご決定いただきますようお願い申し上げます。報告といたします。

○議長（宮川安明君） 会期の日程については、ただいまの本田委員長の報告のとおり決定したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、ただいまの本田委員長の報告のとおり、本日12月11日から15日までの5日間と決定いたしました。

同意第5号甲佐町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて。議案第61号から議案第66号までの条例の制定及び条例の一部改正について。議案第67号工事請負契約の締結について。議案第68号財産の取得について。議案第69号から議案第74号までの指定管理者の指定について。議案75号から議案第79号までの令和2年度甲佐町一般会計及び各特別会計補正予算、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3 議長の諸般の報告

○議長（宮川安明君） 日程第3、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告及び議員派遣の報告については、議席に配布のとおりですので朗読を省略します。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

日程第4 町長の提案理由の説明

○議長（宮川安明君） 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、おはようございます。本日は、令和2年第4回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきまして誠にありがとうございました。

さて、昨年の今頃、中国武漢市で原因不明の肺炎が流行して、そういった噂から始まり、今年になると1月16日に国内初の感染者が発生。2月にはダイヤモンドプリンセス号でのクラスター感染。2月13日には国内初の死者を確認。2月27日には全学校の臨時休校が要請をされ、その後も感染拡大は止まらず、4月には緊急事態宣言の発令、東京オリンピックが延期されるなど異例続きであり、新型コロナウイルス感染症の目に見えない脅威に翻弄された年でありました。

本町におきましても、現在のところ、9例の感染が確認されておりますけれども、町といたしましては、感染された方が誹謗中傷されないよう啓発に努めるとともに、経済活動が停滞し、町内各産業にも大きな影響を及ぼしている状況に対しては、考えられる対策等を講じてきているところでもあります。

また、本年度予定をしておりました行事等もほとんど開催ができなかったという状況であり、7月の県南豪雨など、一言で言いますと想定外という1年であったというふうに感じております。

今後におきましても、このような想定外の事案に対しては、国や県、関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な対応を図っていきたいと考えております。

それでは、今期定例会に提出いたしております各議案について順次ご説明を申し上げます。

今期定例会にご提案をいたしております案件は、同意案件が1件、条例案件が6件、工事請負契約の締結案件が1件、財産の取得案件が1件、指定管理者の指定案件が6件、補正予算案件が5件、合わせての20件でございます。

まず、同意案件といたしましては、甲佐町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、を。条例案件としましては、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について、外5件を。工事請負契約の締結につきましては、熊本甲佐総合運動公園野球エリア整備工事。また、財産の取得については、GIGAスクール対応の教育用端末等を、甲佐町立小中学校タブレット端末導入事業により取得することについて。いずれも議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会のご議決を求めるものであります。

指定管理者の指定案件につきましては、宮内地区の飲料水供給施設にかかる指定管理者として、西原、井戸江、柳瀬、広瀬、打出・川平、本坂谷の6つの各水道組合を指定するものであります。

また、補正予算案件といたしましては、まず令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）について。主なものといたしまして、福祉費で老人いこいの家の屋根改修工事に1,200万円。農林水産業費で県の事業採択による3つの農事組合法人への農機具導入事業補助金に1,058万3,000円。7月豪雨で被災をしたアクアグリーン熊本の農業施設復旧にかかる担い手づくり支援交付金に1,937万6,000円。社会資本整備交付金及び過疎債の確定に伴い、観光費では観光案内看板等設置工事を2,150万円の減額。同じく土木費では、測量設計委託料を3,060万円、町道改良舗装工事を7,410万円、町営住宅建替え工事を3,593万8,000円減額をいたしまして、町道改良にかかる建物・立木等補償費に2,500万円の増額などの調整を行っております。消防費では、消防団員の新基準の活動服425着の購入費、967万8,000円。下横田地区調整池の排水対策にかかる内水対策施設工事に3,200万円。その他人件費の調整など6,067万5,000円を減額し、96億2,976万7,000円といたしております。

次に、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、保険給付費など953万9,000円を増額し、総額で15億1,721万円といたしております。

次に、令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、交付金等の交付決定や介護保険システム改修など567万円を増額し、総額で16億3,504万円といたしております。

次に、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、システム改修委託料など3万9,000円を増額し、総額で1億6,569万円といたしております。

次に、令和2年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的収入及び支出に100万円を追加し、総額を1億6,304万5,000円とし、資本的支出では工事請負費として1,680万円を追加しております。

以上、今期定例会に提案をいたしております各議案についてご説明を申し上げましたが、

各議案のご審議の節は、各担当課長等に説明をいたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

日程第5 同意第5号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

○議長（宮川安明君） 日程第5、同意第5号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは同意第5号についてご説明申し上げます。

同意第5号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。下記の者を、甲佐町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■番地。氏名、仲原康雄。■■■■日生まれ。令和2年12月11日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては、現委員である福田欣一氏が令和2年12月13日で任期満了となるためでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 町長の選任理由を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） それでは、教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

教育委員会委員としてご提案をいたしております仲原康雄氏は、■■■■年に■■■■に入社、総務担当部長などを経て■■■■月に退職。退職後は甲佐町民生委員・児童委員に就任。令和元年11月に退任をされるまで、その職を熱心に務められたところであります。

また、平成29年から2年間、乙女小学校の評議員として様々なご意見をいただき、本町の教育にご貢献をいただいております。

このように、氏は、豊富な経験と識見の持ち主であり、誠実温厚な人柄で地域の人望も厚く、教育委員会委員として適任と判断をし、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） 5番森田です。ただいま町長のほうからも、仲原康雄氏に対する経歴等について、また、人格についてもご説明がありましたとおり、地域においてもですね、地域住民の身近な相談相手となって、住民と行政をつなぐパイプ役も務められ、また、乙女小学校の評議員としても活躍され、地域のリーダー格でもあり、人望も非常に厚い人でもあります。よって、甲佐町教育委員会委員の任命につきましては、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから同意第5号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を採決します。

本案は原案どおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、同意第5号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時21分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

明日12日及び13日は議案調査のため休会、14日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午前10時22分

1 2月14日 (月曜日)

令和2年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第2号）

1. 招集年月日 令和2年12月11日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議 12月14日 午前10時00分 議長宣告

1. 散会 12月14日 午後2時20分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 藤井貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	

1. 議事日程

議事は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件
 日程第1 一般質問

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することにしております。また、傍聴者におかれましてもマスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願い申し上げます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配布のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 一般質問

○議長（宮川安明君） 日程第1、一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は4名です。順次質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員あたり質問時間を概ね1時間とし、議事運営させていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に10番、井芹しま子議員の質問を許します。

10番、井芹しま子議員。

○10番（井芹しま子君） おはようございます。10番、井芹しま子です。一般質問を始めさせていただきますけれども、一部、質問の順番が違っておりますけれどもよろしくお願いを申し上げます。

さて、新型コロナ感染拡大が急拡大を続け、感染や営業、暮らし、雇用など深刻な状況が広がっております。ネット上を見ますと、これまでの県内のコロナ感染者は13日付で1,233名、甲佐町でも9名の方の感染が公表されております。感染の急増はGO TOトラベルがその大きな要因として指摘が相次いでいるところですが、中止や見直しの声がその中で高まっております。今、PCR検査の拡充や医療機関、医療従事者への支援の強化、そしてまた雇用や営業を守る仕組みの継続と拡大など、国をはじめ自治体の、コロナから国民や住民の命と暮らしを守るための対策の拡充が切に求められているというふうに考えます。国はコロナ対応の臨時交付金を2回にわたって予算化し、甲佐町においては3億5,700万円あまりが交付されました。今、町では令和3年度の予算編成の作業が進められているというふうに思いますけれども、それに先立ち9月議会では令和6年度までの中期財政計画も示されました。それによりますと、令和2年度と3年度の比較では歳入では38億円ほど減って67億円ほどの歳入計画、歳出では35億円ほど減って70億円ほどの歳出予算となっております。その不足は基金を取り崩すということになっております。財政規模は大きく縮小しております。復旧事業ともですね、終了した、終了に近づいているということもあるかというふうに思いますけれども、一方、熊本地震後における復旧・復興、そして創造的復興としての総合運動公園などの整備など、また住宅整備などの、こうした

投資的経費も含め財政計画が示した6年度まで10億から11億円の債務の返済が続くこととなります。私はこのコロナ禍、また、消費税増税、社会保障の相次ぐ負担増など町民の暮らしを見据えた予算編成を切に求めるものでございますけれども、令和3年度の予算編成についての町の方針、課題について、まずお伺いをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは町の予算編成につきましては毎年年末に次年度の予算編成方針を決定しまして、その方針に基づき行っております。今年度においては12月1日に三役出席のもと、係長以上を対象に説明会を実施したところでございます。説明会では、震災からの復旧復興、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷等による税収の減のおそれ、地方交付税や新過疎法の適用に係る今後の動向など、今後においても厳しい財政運営が想定される中、限られた財源の中での予算編成であることを十分理解、認識した上で補助事業や有利な起債制度などを活用しながら、効率的・効果的な予算編成及び執行を図っていくことなどの方針の情報共有を図っているところでございます。

今後におきましては、新過疎法の内容次第では卒業団体となる可能性もあることから、今後の厳しい財政見通しの中、持続的に安定した町政運営を進めるためには、現在計画をされている事業の実施時期や事業期間などの事業内容についても随時検討を加え、事業の重点化を進めながら、また、各事業実施年度においては、次年度以降も引き続き歳入歳出について徹底した見直しを図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 財政運営ではですね、厳しい状況が続きそうですけれども、議会ではコロナ禍による税収不足が生じた場合、国への財政措置を求める国へのですね、要望書を採択したところですのでけれども、これは町民の暮らしや事業などのですね、町内の経営状況を反映したものになるというふうに思いますけれども、来年度ですね、住民税、それから固定資産税、国保税など税収の見込みについてですね、税務課にお尋ねをしたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい。来年度の税収見込みについてというご質問でございますけれども、今の状況から考えましてですね、先ほど総務課長の答弁がありましたように税収の減のおそれがあるということで、一定の減収があるものと見込んでおりますけれども、固定資産税に関しては、例年そう大きく変わるところはないかと思っております。あと、ただし、個人住民税ですとか、法人町民税につきましては、一定程度減があるものかというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） ちょっと国保税についてもお聞きしましたので、ちょっと簡単に、その点についてもお願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい。国民健康保険税につきましてですけれども、国民健康保険税につきましても、その所得、収入関係がですね、影響してまいりますので、その部分を考えたところでいきますと、一定の減はあるものかと思われまますけれども、どの程度というところまでは分からないところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 当然ですね、税収の減収についてはですね、考えなくちゃいけないというふうに思いますけれども、また、今後のそうした中で財政運営にもですね、大きな影響を与えようとしておりますのが、先ほど答弁にありましたように現過疎法の令和2年3月執行についてですけれども、この件については先だって全員協議会でも説明がございましたけれども、重複すると思いますけども、よろしく願いいたします。ご存知のように過疎法は昭和45年以来4次にわたって議員立法として制定をされまして、平成22年からは法改正が重ねられ、延長されてきたものです。ご承知のとおり甲佐町は過疎地域の指定を受けまして、ハード事業のみならずソフト事業まで過疎債を使って多くの事業が行われてまいりました。ソフト事業では子どもの医療費への補助事業や保育料の負担軽減などにも過疎債が使われてきたところでございます。万一、指定から外されることがあっても、この点でのですね、補助、切り下げがあってはならないというふうに考えます。この点も含めまして、再度、今後の財政運営についてどういうふうにお考えか、町長についてお尋ねをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） まずは総務課長のほうから概略の説明をやったあとに、現在の状況等について私のほうから、ちょっと詳細な説明をしたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい。それでは概略のほうをちょっと説明させていただきます。現在の過疎地域自立促進特別措置法の期限は、令和3年3月末日までとなっております、次からは新法が施行される予定となっております。新しい法律による新たな要件次第では本町が適用から外れる可能性があるということから、いわゆる卒業団体と仮定した場合の今後の財政運営につきましては、まず過疎債が借りられなくなるということが大きく影響してくると思われまます。現行法での規定では5年間の経過措置が設けられておりますが、6年後からは過疎債が借りられなくなるという状況となると、量的にもこれまでのようなハード事業の実施が難しくなり、また、ソフト対策としましても保育料、こども医療助成、また行政運営交付金などの財源としていた部分もございまして、この財源も、また新たな財源を持って来るとか、そういった見直しをする必要があるということとなります。そういうことで、今後過疎指定がなくなった場合、想定する行財政運営におきましては歳入面ではこれまでの財源に関する認識を改め、過疎債に代わる有利な起債、また、税収増に

つながるような政策を進め、また、歳出面では各事務事業について、事業評価等による見直しを図るなど、これまで以上に歳入確保や歳出抑制を図っていく必要性があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） それじゃあ引き続き私のほうから説明をさせていただきます。この新過疎法についての考え方は概略、今、総務課長が説明したとおりでありますけれども、この議論はですね、自民党の過疎対策特別委員会において活発な議論が展開をされてきたところでありまして、当初は想定をされていた素案に対しては、やはりいろんなご意見もあったようでございます。そこで人口要件の対象基準年度であったり、それから新型コロナウイルス対応等による経過措置期間の延長であったり、あるいは一定の財政力指数以下の団体に対する対応、そういったきめ細かい議論もあっているというふうに聞き及んでおります。で、流れとしては、今月中に新法の大綱が示されまして、明けて1月の通常国会に、これは超党派の議員立法として提出をされる見込みとなっております。で、そういう中で甲佐町においてはどうかということになりますけれども、先の臨時議会でも報告しましたし、また今期定例会の初日の全員協議会の中でも少しお話をさせていただきまして、当初の素案の中でいきますと、この甲佐町は過疎指定要件の範疇からは、指定から外れる見込みが非常に大きいということを申し上げました。そういう中で、何とか経過措置を含めたところで考えていただけないだろうかという要望をですね、再三上京しまして、他の自治体、外れるであろうと目される自治体とともにいろんな関係者のほうにもお願いに、要望にもまいったところでもあります。また、議会におかれまして、そういう執行部の事情を憂慮されて、宮川議長、福田副議長には本当にお忙しい中、衆参の県選出国会議員の皆さん方に対して要望活動を実施していただいたところでもあります。執行部といたしましても、正副議長様をはじめ議員各位に改めてお礼と感謝を申し上げます。ありがとうございます。そのようにですね、本町のみならず卒業団体と目されます多くの自治体からの意見要望がありまして、直近の、これは情報なんですけれども、現在対象となっております、この過疎のですね、指定となっております団体、団体というか自治体に限って昭和35年を基準とした要件を一定期間例外的に認めるというようなことも検討されておるといような情報も入っております。要するに激変緩和措置を取られるであろうということでもあります。ですから、そのことについては我々としても期待感を持ちながら、今ですね、委員会としての法案の大綱が先ほども申し上げたとおり示されますので、その動向を注意深く見守っていくということになります。で、仮に卒業団体となった場合には、これは経過措置の中で、今、甲佐町が抱えておりますいろんな重点施策、そういったことの前倒しであったり、それから、今検討されておりますごみの広域型の問題もありますし、そのへんの財源についての考え方とかですね、いろいろと今の段階からやっておかなくちゃならない手当というのが、整理する必要があります。そこで、中期財政計画の見通し、再検討に早急に取り組むことといたしております。ただ、考え方として、私が職

員に申しあげてるのは、仮に指定を外れたことになったときにですね、事業の圧縮、中止だけで対応するといった、そういうネガティブな対応ということじゃなくって、いかにしてその歳入面に工夫を凝らしていくか、そういうことをやることによって、従来からのやっている事業をそのまま継続してやるような、そういう発想でですね、是非取り組んで欲しいというようなことを申しあげているところでもあります。極力住民サービスを落とさないような知恵を持って対応をしていきたいというふうに考えております。で、幸いにして過疎指定をそのまま継続できる場合におきましても、おそらく今回が激変緩和措置ということでの対応でありますので、次期の過疎法の見直し、10年後については、これはもうなかなか本町は厳しい状況になるということを感じながらですね、で、そのときに慌てず適正な財政運営ができるようなことを今から対応していくということになります。経過措置を含めて今後15年間の財政計画をきちんとして策定していく必要があるかと考えますので、そういったことについてはプロジェクトチームを作りながらですね、いろんな面で検討していくということになります。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 住民サービスはですね、極力切り下げないよという答弁をいただきました。是非とも、今後いろいろな課題があるかと思えますけれども、是非ともよろしくお願いを申しあげたいというふうに思います。

次に、総合運動公園をめぐる定住政策、また町民福祉、財政の問題についてお尋ねをしたいと思います。総合公園につきましてはサッカー場2面、テニスコート8面が完成し、それぞれ運用が開始されております。特にサッカー場では土日、祭日の利用が多く、駐車場もですね、コート横だけでは足りないときもあるようでございます。大変賑わっていることは嬉しいことだというふうに思います。ところで、まだ整備は途中ですけれども、創造的復興の目玉として整備されようとしている、この総合運動公園をはじめ、井戸江キャンプ場の整備など、町は以前の質問で交流人口を増やして定住政策に結び付けることが大きな狙いだというふうに答弁いただいたかと思えますけれども、まだまだ整備途中ですけれども、そういった点でですね、取り組みといいますか、どのように展開をされようとしているのか、お伺いをさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、それでは総合公園の運営状況について、まずお答えを申し上げます。まずは施設の状況についてでございますけれども、昨年10月に人工芝サッカーコート2面、今年4月から天然芝サッカーコート2面、8月からテニスコート8面がそれぞれ供用を開始しております。新型コロナの感染拡大防止のため、貸し出しを中止しておった期間もございましたんですが、現在は十分な対策を講じたところで管理運営を行っておるところでございます。

施設の利用条件につきましては、町内外を問わずたくさんの団体にご利用いただいております。11月末までの実績でございますけれども、人工芝・天然芝サッカーコート合わせ

て、延べ73団体、5,493人。また、テニスコートが延べ22団体、731人のご利用をいただいております。今後も県内外から総合運動公園への利用者呼び込むため、町内の大会やイベントだけではなく、郡・県そして九州大会などの誘致やイベントの開催を進め、スポーツを通じての交流人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、総合運動公園をご利用いただいた方々に対しまして、商工会などと連携をしまして、町内飲食業者の弁当の配給、それから町内の宿泊施設や観光名所などの情報提供を行い、町活性化へ向けた取り組みを考えてまいります。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、では自分のほうからは交流拠点施設、井戸江峡、また、旧西村邸の利用状況についてお答えをさせていただきたいというふうに思います。井戸江峡交流拠点施設COMMON IDOEでございますけども、7月31日にオープンしております。その中で11月末現在で宿泊者といましてはグランピングに741人、テントサイトに718人、計の1,459人が宿泊者というふうになっております。また、日帰りの利用者としまして124人、合わせまして利用者といましては1,583人というふうになっております。その利用者が、あそこに併設しておりますカフェ、ショップ、シャワー等を利用されてますので、その延べ人数でいきますと3,839人という利用者の数字になります。

次に古民家交流拠点施設、旧西村邸でございますけども、これにつきましては10月3日にオープンをさせていただいております。同じく11月末現在ですけども、宿屋kuguridoで16人、イタリアンレストラン、トラットリア サンヴィートで1,076人、多目的交流スペースで10人の計の1,102人の利用者に来ていただいております。

また、11月にですね、NIPPONIAの疏水の郷がオープンしております。そういう施設を使いながら、町のもので、今、新しくできてますお土産屋さんとか、お店をですね、回遊していただきながら交流人口、関係人口の増を図っていきたいというふうに考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 交流人口についてはですね、今、答弁をしていただきましたように、それぞれの施設にですね、たくさんの方が利用をされてるという状況で、町の活性化についてもですね、大きく貢献しているようでございます。是非、その取り組みを進めていただきながらですね、是非、それがですね、定住人口につながるような取り組みといえますか、そういった取り組みもですね、しっかりしていただきたいというふうに思います。そうした中でですね、総合運動公園についてはですね、土日がですね、ほとんどでございましてですけども、なかなか難しいとは思いますが、甲佐のですね、住民の福祉増進というのも大きな目的としてあるわけですので、もっとですね、この施設が町民にとりましてですね、身近なものであるような取り組み。そしてですね、また町民のですね、

利用を広げていただくようなですね、そういった取り組みもですね、進めていく必要があるのではないかなというふうに思いますけども、そのような検討がされたことがありますでしょうか。その点ちょっと、お願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 町内にあります各種目部、それから地区にあります体協、それと併せまして郡の陸協等々にこの総合運動公園の利活用についてご説明をしておりますので、そういった方々にご利用をお願いするということで考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 分かりました。

次に、財政問題としておりましたけれども、これは指定管理とも絡みますので、次回の議会において詳しく質問させていただきたいと思いますので、申し訳ございません。次回に回させていただきます。時間の都合もありますので、よろしくお願いたします。

それから新年度予算に絡んでですね、子育て支援、また高齢者対策についてお尋ねをしたいと思います。1点目は保育料の問題ですけれども、保育料は昨年10月から3歳以上は無料化されております。そこで3歳未満の保育料についてですけども、その保育料につきましては国が所得基準を示しているわけですけれども、しかし、自治体によりましては、自治体においてですね、ほとんどの自治体ですけれども、子育て支援のため保育料をですね、国基準よりも軽減をしております。町も同様に軽減措置を取っております。上限も近隣に比べてですね、低く抑えられております。加えて自治体によってはですね、より応能負担にすべく所得基準を増やしている所得階層をですね、増やしている自治体もあります。ちなみに隣の美里町もそのようなことを実施しているわけですけれども、保育料がですね、3歳以上は無料になったことはですね、子育て支援の大きな前進ですけれども、もともと保育料は3歳未満までがですね、高くなっております。子育て世帯のですね、負担をより軽減するためにも、この所得階層をですね、増やして、上限は是非抑えていただきたいと思いますけれども、より応能負担にすべく対応を取れないかですね、町についてはいかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） はい、それでは保育料についてお答えします。令和元年10月から保育の無償化により3歳以上児の保育料は無料となりましたので、ゼロ歳か

ら2歳児までの保育料についてご説明いたします。甲佐町の保育料は国基準に倣い住民税の所得割額の金額に応じて第1階層から第7階層まであります。市町村によっては国基準の一つの階層を自治体独自に二つの階層に分けて保育料を規定しているところもありますが、郡内、各町と全体的な比較をしますと、甲佐町の保育料は山都町に次いで2番目に低い保育料となっております。甲佐町の今年度9月の保育料調定人数をもとに説明しますと、7階層の中で住民税の所得割額の低いほうから第3階層が21.4%、第4階層及び第5階層に該当する方が、いずれも全体の25.2%となっており、3つの階層を合わせると全体の71.8%を占めています。第3階層の国基準保育料は1万9,500円ですが、甲佐町は1万1,500円。第4階層の国基準保育料は3万円ですが、甲佐町は2万3,000円。第5階層の国基準保育料は4万4,500円ですが、甲佐町は3万4,000円としており、町の財源を上乗せすることで保護者負担を低く抑えているところです。来年度の保育料についても今年度と同じ階層区分、金額を考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 少子化はですね、どの自治体の将来にとりましてもですね、大変大きな問題でございます。子育て支援の拡充はですね、その対策として本当に必須でありまして、子育て世帯の目線に立ったですね、子育てに優しいまちづくりをですね、是非進めていただくことを求めながらですね、今後の検討をお願いしたいというふうに思います。

2点目に、子育て環境の充実についてお尋ねしますけれども、児童公園の整備についてなんですけれども、私もこの問題については何度か質問した経緯がございますけれども、運動公園やグラウンドゴルフ場、また学生や大人につきましてはですね、スポーツを楽しむ場も増えておりますけれども、子どもたちの遊び場もですね、是非充実をさせていくべきではないかというふうに思っております。町は子育て住宅とかですね、子どものいる世帯に向けての定住促進のですね、事業も積極的にやっております。子どもたちにとって遊びは本当に心身の成長にとってですね、欠くことのできないものでございますし、自由に遊んだり、また、自由に体を動かす場を提供することは意義ある事業だというふうに思いますし、必要なことだというふうに考えております。子育て世帯を増やす取り組みを進めるとともにですね、町としてもこのような児童公園の設置に向けてどのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、子育て支援対策という整備ということですが、公園の担当課としてお答えをさせていただければと思います。児童公園の整備につきましては、今、整備しております。先ほど議員の質問にもありましたように熊本甲佐総合運動公園にですね、子どもが安全に遊べるような芝生広場の整備を計画をしているところでございます。これについて、児童公園としての位置付けはできるものだというふうには考えております。先ほど言われましたように、町民の利活用につきましても、この整備を

行いながら図っていければなどというふうには考えているところです。また、児童公園とは言えませんが、子どもたちが遊ぶ公園としましては、今、民間にですね、住宅開発をされた団地に公園の整備をさせていただいておりますので、町内に6カ所の公園があるようなかたちにはなっているところでございます。また、津志田河川自然公園、中甲橋グリーンパーク、また竜野川河川自然公園とですね、町内にいくつかそういう部分もありますので、その利活用について周知等していきながら、子どもが安全に遊べるような確保をしていきたいというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） そうですね、広さはですね、あちこちに広場とかあるんですけども、やっぱり子どもの遊びにとってですね、遊具といいますか、そういったものもですね、なかなか欠くことができないと思いますので、やっぱりそういったものをきちんとかう、備えたようなですね、公園をですね、求めたいというふうに思います。

次に高齢者の暮らしや命を守る対策を是非拡充すべきではないかということで、一つお尋ねをいたします。その点についてはですね、様々な課題があるかというふうに思いますけれども、これまでですね、ほかの議員も質問をですね、ありましたけれども、高齢者の移動手段の確保の問題でございます。この点では前向きな答弁があったように思いますけれども、この点についてですね、進捗についてお尋ねをしたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、すみません。高齢者福祉対策としまして、昨年度、本町におきましては地域福祉や公共交通など地域コミュニティの在り方を整理分析するために基礎調査を行っているところです。これ、高齢者だけでなく交通弱者や免許証の返納者への対策として、町全体での公共交通の再構築に向けた取り組みが必要であり、検討を進めているところです。高齢者や交通弱者の方々へタクシー券の配布等も方策の一つとは考えられますけれども、これは一過性のものではなく長期的な視点から見る必要があり、現在行っております町営バスの運行の在り方、またデマンド型など新しい交通体系についても調査研究をしているところです。具体的な方策を現在検討中でありまして、今のところ、その方向性というのは確実には出ておりませんが、できるだけ早い時期に方向性のほうを出していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） タクシー券のことが出ました。私もタクシー券のですね、交付についてですね、お尋ねしたいというふうに思っておりました。この高齢者のですね、全体的な公共交通の問題について、今、議論がされているところだというふうに思いますけれども、高齢者の皆様にとりましてはですね、やっぱりこう、毎日通院とかっていうのはですね、やっぱり頻繁にあるわけですね。なかなかこの問題が出ましてからも、もうかなりの年数が経っております。やはりそうした中でですね、もういつ、そういったのがで

すね、できるのかというふうに聞かれたこともありますけども、なかなかです、そういったのに体制づくり、それからいろんな法的な問題や課題があるかというふうに思いますけども、体制的にもですね、予算的にもそういった問題があるかと思えますけれども、そういった体制がですね、やっぱりこの、できるまでの、その、までに、このタクシー券をですね、交付できないかっていうのが私の質問だったんですけども、今そういうふうに答弁をいただきましたので、再度その点についてはどんなでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 高齢者の福祉対策としてタクシー券の交付をということですが、町の基本的な考え方としましては、先ほど企画課長が答弁したとおりでございます。で、一過性の補助金等については、やはり問題があるだろうと。また、先ほど企画課長のほうからもありましたとおり、高齢者のみならず全体の地域福祉を考えた上で施策を進める必要があるだろうということで、高齢者福祉につきましては福祉課のほうで担当をしておりますが、結論を申し上げますとタクシー券の交付について、新規事業として来年度の予算を要求するという予定は現在のところございません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） そうであればですね、様々な問題があるかと思えますけれども、今議論をされてるですね、公共交通の整備についてですね、是非進捗をですね、早めていただきたいというふうに思います。

次にお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、今、第8期ですね、この介護保険問題について移らせていただきますけれども、第8期の介護保険事業ですね、計画なんですけども、これが事業の見直しがね、進んでおります。ご存知のとおり介護保険は2000年の制度開始以来3年ごとの見直しが行われております。来年は第8期の事業見直しが行われる年ですけれども、厚生労働省の社会保障審議会介護保険給付分科会ではその見直し作業もですね、最終段階に入っているそうですけれども、町についてはですね、この主な改正内容等をですね、どのように把握をしておられるのか、まずお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） お答えいたします。ただいま、井芹議員の質問については2点お答えする必要があるかと思えます。まず、介護保険制度の改正ということですが、先ほど議員からもありましたとおり、来年度から第8期介護保険事業計画期間が開始します。現在、本町におきましても来年度からの第8期の介護保険事業計画を策定しております。介護保険法の改正におきまして、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに応える包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等について介護保険法の中で改正

をされております。

また、先ほど井芹議員のほうからありました、介護給付費分科会での検討内容ですが、この介護給付費分科会の中で、現在審議報告案というかたちで町のほうでは情報をもらっておりますが、一番大きなところは感染症や災害への対応力強化ということが言われております。中身としましては、新型コロナウイルス感染症や大規模災害が発生する中で、感染症や災害への対応力強化を図るとともに、団塊の世代がすべて75歳以上となる2025年、さらには2040年も見据えながら地域包括ケアシステムの推進、自立支援、重度化防止の取り組みの推進、介護人材の確保、介護現場の革新、制度の安定性、持続可能性の確保を図る必要があるというような答申案を情報としては持っているところです。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 次に、そういった見直しがある中でですね、介護保険料の問題についてですね、お尋ねしたいというふうに思います。介護保険料についてはですね、この事業の見直しがあるたびにですね、引き上げが行われてまいりました。介護保険料の負担といたしますと、本当に限界というべき状態にあるのではないかというふうに思います。今、高齢化の暮らしはどうでしょうか。社会保障の負担は増えるばかりで年金暮らしの高齢者の皆さんにとって、暮らしの厳しさをですね、増してるというふうに思います。今回は後期高齢者の方の医療費の負担が2割に引き上げられようとしております。自民党と公明党間では単身収入200万円以上、夫婦世帯320万円以上の世帯においてですね、2割引き上げの合意ができたと報道されております。これまでも高齢者に対する医療費など社会保障の改悪は次々と行われてまいりました。こうした高齢者を取り巻く状況にありまして、介護保険料は是非引き下げるべきではないかという立場で質問をしたいというふうに思います。町の介護保険の会計を見ますと、平成30年度では1,000万円の基金積立てをしまして、8,600万円が次年度に繰り越されております。平成31年度はですね、3,000万円の基金積立てで9,000万円ほど残っておりますけれども、2年間だけでもですね、4,000万円の基金を積み上げております。資料を見ますと、昨年度の決算では8,000万円ですね、基金があるという状況ですけれども、そういった状況の中でですね、高齢者の暮らし全体を見ましてもですね、この保険料、そしてまた、介護保険の財政から考えましてもですね、この引き下げるのはですね、当然ではないかというふうに思うんですけど、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 介護保険料の第8期の設定についてということですが、現時点で介護保険料が上がりますよとか、据え置きですよ、下がりますよという答弁は現時点ではできないところです。まず、なぜできないかと申しますと、現在、国において介護報酬の改定について論議をされております。この介護報酬が確定しませんがサービス料に見合った総事業費というのが算定できません。その算定しましたものをもとに保険料を算定するというので、介護報酬の改定が確定したあとでないと保険料のほうで確定できな

いというような状況でございます。ただ、井芹議員からもありましたとおり、確かに介護保険料は制度発足以来、上昇を続けております。第8期における適切なサービス料を見込みますとともに、現在、介護給付費準備基金が約1億2,000万でございますので、この基金の適切な、取り崩しながら保険料の設定を行うということで、事務局では考えております。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 再度、そういった点ではですね、介護報酬のですね、これ、設定が行わなければですね、決まらなければですね、詳しいその保険料の設定ができないということですけども、もう現時点でもですね、そういったことはできるのではないかとこのように思います。

次に利用料についてお尋ねします。介護保険の利用料のですね、についてお尋ねします。利用料は当初、原則1割だったものがですね、2割、3割というふうな負担が導入されてまいりました。利用料の負担もですね、合わせてしているような状況です。こうした中、12月10日付けの熊日に介護保険報酬の特例に疑問という記事が載りました。それはコロナ感染症対策に取り組む介護事業所をですね、支援する際、支援するため、事業者が実施提供したサービスよりもですね、多くの報酬を請求することができるというものですけども。ところが利用者もですね、受けていないサービス分も請求をされるという問題が生じております。利用者側からすればですね、納得できないという声もあがっておりますけども、この問題についてですね、日弁連もですね、新型コロナウイルス感染症に係る介護報酬の特例措置における利用者負担の撤回と公費による財政的支援を求める会長声明というものを発表いたしました。町についてはこの問題についてですね、どのように把握しておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） お答えいたします。ただいまの特例につきましては、本年の6月1日付で情報としては町のほうに入っております。また、本町にあります介護サービス施設におきましては、2つの事業所についてこの特例を利用されております。新聞報道にも、先ほど井芹議員のほうからありました12月10日付の新聞報道にも載っておりますが、基本的に利用者、また利用者の家族の方に説明をして、同意を受けた上でこの特例は受けるという制度設計になっております。更に、まだ正式に公文書としては来ておりませんが、朝日新聞の報道によりますと、本年度限りでこの特例は廃止するというような報道もあっているところです。正式には文書として、この廃止については町のほうに来ているわけではございません。新聞報道でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この特例についてはですね、本人さんや、それから家族の方にですね、同意を得るということが前提になってるということですけども、果たしてですね、利用していないサービス分をですね、利用者も負担するというのはですね、もともと

こういった施策そのものですね、非常におかしいというふうに思いますし、また、利用者側にとりましてですね、心から同意をするというのは、そうではないんじゃないかなというふうに思います。事業者と利用者の関係からすればですね、同意を求められて断れる利用者はどれだけおられるかなというふうに思います。これは基本的に、これは国がきちんと財政措置をすべき問題でありますけども、町もこういった点ではですね、声を上げるべきではないかなというふうに、上げて行くべき問題じゃないかなというふうに思います。

次に介護認定についてお尋ねをいたします。介護認定の資料を見ますと自治体によって差があります。御船町は17.8%、山都町は22.47%と、これは、これについてはどんな理由があるのかですね、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 介護認定率の町村間の差ということでご質問でございますが、なかなかこれが差の原因ですよというものは無いというふうに考えます。ただ、考えられますこととしましては、その地域における医療機関の充足率。また、町村単位で行っております介護予防活動、この運動の大小。また、地形的な問題等があるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 甲佐町におきましてはですね、2020年が19.29%、2015年が21.7%、2016年が22.3%と少し下がり、上がり下がりがありますけども、その間ですね、少し落ちてるような感じがしますけれども、この点については何か理由があるのかですね、2020年はですね、2割も認定されていないわけですけども、これは喜ぶべきことなのか、8割の人はですね、保険料を払うだけになってるわけですけども、認定の基準など厳しくなっているのかですね、見直しがあっているのか、その点についてお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） まず、認定基準についてお答えしたいと思います。認定基準につきましては、日本全国共通のチェック項目を使った上で認定を行うと。それと、先ほど郡内の町村との比較がありましたが、特に郡内におきましては上益城広域連合で2次審査を行っておりますので、そこでは同じ目で審査を行っている。また、認定調査につきましても研修等の開催によって同じような目で判断していただくというようなことをしておりますので、特定の町村が極端に低いということであれば何かしら問題があるかと思いますが、日本全国、基本的に同じ基準で認定をしているというような状況でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 要支援1、2がですね、総合事業に続いているわけですけども、介護認定までのですね、経過なんですけども、認定についてはですね、申請があるわけですけども、住民の方からの申請があるわけですけども、申請のためですね、訪

問をですね、して、25項目にわたるチェックリストでチェックをするわけですが、要支援1、2の方についてはですね、審査会にですね、回すことなく、その場でですね、その場って言えば汚いですが、回すことなくですね、回さないでもいいといいますかね、そういったことができるのではないかというふうに思いますけども、そこら付近の町の判断でですね、そういった点ではですね、以前、申請のあった方をすべてをですね、審査会に回してるということがありましたけども、そういったことはないのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 甲佐町において恣意的に要支援に認定せんがために調査を行っているということはありません。それと、先ほど説明漏れましたが、本町の場合20%を切る認定率で推移しておりますが、これにつきましては、福祉課としましては介護予防事業、サテライト事業であったり、地域の集い、また、通所Cというような事業を行っておりますが、それらの事業の効果が表れて20%を切るような認定率になっているというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 分かりました。またですね、総合事業、先ほど出ました、その点についてお尋ねをいたしますけども、今、要支援1、2の認定を受けておられるサービスの方はですね、どのようなことを目的にですね、どんなサービスをどこで受けておられるのでしょうか。それについてですね、お尋ねをしたいというふうに思います。また、第8期の事業見直しではですね、要介護1、2の方についても総合事業にですね、移行させようという議論がされているようですけども、その点についても町はどのように把握してるかお尋ねをしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 介護予防日常生活支援総合事業について、まずご説明申し上げます。介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業といいますが、これにつきましては住み慣れた地域で自分らしく生活するために一人一人の状態に合わせた介護予防や生活支援サービスをご利用していただく事業でございます。総合事業につきましては、大きく分けて介護予防生活支援サービス事業と一般介護予防事業があります。介護予防生活支援サービス事業は、基本チェックリストにより生活機能低下があると判定された方も利用できます。介護予防生活支援サービス事業は訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービスと介護予防ケアマネジメントがあります。訪問型サービスは、訪問介護相当と多様なサービス、メニューがいくつもあるというようなことで、現在、通所型サービスでは、通所介護相当型が通所介護事業所で実施されております。多様なサービスとしまして、本町の場合、医療機関に委託を行いまして、通所型のCサービスを行っております。この通所型Cにつきましては、週に1回、2時間で16回を1クールとした短期集中予防サービスでございます。これについては、事業、最初入られる方、入られたときの運動能力、それと16回、最終日に再度同じ運動能力の測定を行いますが、概ねすべての方

について維持または向上というような効果が見られている、非常に費用対効果の高い事業だというふうに考えております。また、社会福祉協議会に委託をして実施しておりますサテライト事業に関しましては、その他の生活支援サービスに該当する事業ということになります。一般介護予防事業につきましては、65歳以上の方が対象となりますので、地域の介護予防教室、先ほど申し上げました地域の集いですね。こちらの事業が該当するというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この内容につきましてもですね、詳しくはまた次回の議会の中で質問させていただきたいというふうに思いますけれども、費用対効果がですね、高い、そうした総合支援事業がですね、行われているということですのでけれども、この要介護1、2のですね総合事業に移行させる問題については、お願いをいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 失礼しました。要介護1、2を受けた方がサービスとして要支援の、この総合事業の事業しか受けない、受けれないということではございません。まず、要支援1、2の認定を受けていた方で、この総合事業の利用をされていた方が認定の更新で要介護1、2と認定された場合に、本人が希望をされれば総合事業を引き続き、総合事業のサービスを受けることができるということで制度改正がされる予定となっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 要介護の中でのですね、1、2についてはですね、そのように、総合事業をですね、受けてた方がですね、の中でサービスを受けた方がそういったことを要望すれば受けることができるという答弁ですけれども、これにつきましてはですね、しっかりとこうした、全体な社会保障費の抑制のために、そうした要介護者につきましてもですね、総合事業に移行させようというようなですね、そういった議論もされているようでございますので、本当にそういった点ではですね、高齢者の皆さんのはですね、心身のですね、状態に合ったですね、サービスが受けられるようにですね、求めたいと思いますし、町についてもその点についてですね、よろしくお願いをしたいというふうに思います。

それから、最後ですけれども、時間がございませんので、非常に早口で質問させていただきまして誠に申し訳ございません。

最後に、コロナ禍の中でですね、これまで以上に苦境に立たされている介護事業者などをですね、これ、どう守っていくのかというのもですね、非常に大きな問題、課題だろうというふうに思います。事業所の問題だけではなくてですね、町民のですね、住民の皆さんの健康やですね、日常生活を守っていくこともですね、非常にこの問題、大きな問題だというふうに思います。今、介護事業者はですね、コロナ禍の中、かつてない危機に立たされてるわけですが、新聞報道によりますと、2020年のですね、全国の介護事業所の

倒産が12月2日時点で112件に達し、これまでの年間最多を上回って、また、倒産ではない自主的な休業、廃業、解散は1月から10月までですね、406件に達し、過去最多となる見通しだというふうに報道がなされております。これまでもですね、介護報酬の切り下げが相次いだ中で、2021年ですね、介護報酬ですね、改定いかんではですね、倒産や休業廃業がですね、更に増加するのがですね、必死ではないかというふうに思います。こうした中でですね、甲佐町の介護事業所の状況はですね、どういうふうになっているのか、そこから付近については町はどのように把握しておられるのでしょうか。お尋ねをいたします。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議員ご承知のとおり、本町におきましても複数の介護施設、地域密着型施設が存在しております。今年度の各施設の動向としましては、ホームヘルパーステーション緑風、これは緑風苑の中にございましたが、7月末日をもって事業の廃止をされております。また、有料老人ホームグリーンリバーが4月に開所されるとともに7月にはケアプランセンターグリーンリバーが併設開所というふうになっております。辞められるところ、新たに始められるところがあると。それとデイサービスセンターせせらぎが平成28年から休止状態で、今年の12月、今月で有効期間が満了となりますが、その部分については更新申請はもう行わないということで聞いております。本町の介護施設等の動向については以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） そうした状況の中でですね、町としてのですね、事業所への取り組みっていいですか、そういったことがあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 先ほど、井芹議員のほうからもありましたが、コロナに関する交付金が町のほうに来ておりますが、その中で、いろいろな介護施設につきましても感染症対策にマスクであったり、手指消毒液、また飛沫防止の施策等されておりますので、それらの費用の一部になればということで補助事業を町単とするならばということで検討をしました。で、事業、予算要求をするということで打ち合わせをしてたんですが、実際の予算の査定を受ける前に、国のほうで同様の事業をされるということで、予算規模につきましても非常に、町が考えていたものよりも高額でしたので、本町について単独の補助事業は見送りをさせていただいております。

また、そのほかの国の事業としましては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金というものを財源としまして、多床室、複数の方で利用しているお部屋について、個室化するものについてはコロナ対策であれば優先的に予算をつけますよと、個室化を進めましょうという事業もあっているところです。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員に申し上げます。時間がもう1時間を過ぎておりますので、これで、答弁。

○10番（井芹しま子君） 一応、質問事項はそれまででございました。ありがとうございます。

いました。

○議長（宮川安明君） これで、10番、井芹しま子議員の質問は終わりました。
しばらく休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時15分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの井芹議員の質問の中で、社会教育課長答弁の訂正の申出がっておりますので、まず、これを許します。

社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 先ほど、井芹議員のご質問に対しまして、私のほうから、人工芝サッカーコート2面、それから天然芝サッカーコート2面と申し上げましたけれど、正しくは人工芝サッカーコート1面、天然芝サッカーコート1面でございます。お詫びして訂正いたします。

○議長（宮川安明君） 次に、6番、佐野安春議員の質問を許します。

6番、佐野議員。

○6番（佐野安春君） おはようございます。早速であります。一般質問通告書に従いまして質問を行ってまいります。よろしく申し上げます。

まずはじめに、災害公営住宅乙女団地は改善されたのかということで質問を行ってまいります。

11月に乙女団地を見に行きましたが、軒天のカビと思われる部分は改善されていませんでした。後日、志戸岡建設課長に確認を行いました。黒カビではなく、施工中についた雨じみという調査結果が出ているという回答でした。

乙女団地は、甲佐団地と全く似たような様子と違いもありますが、問題点は2つあるというふうに思います。1つ目は、室内の天井部分に付いたシミの発生。もう1点は軒天の黒ずみです。

今年9月に、定例議会における令和元年度決算の審議の中での私の質問、不具合は乙女団地もあったと思うが改善はどうか、に対する答弁において、志戸岡建設課長は、乙女団地は雨漏りが心配されたが、施工業者、設計業者と県も含めて調査をした。そうしたら、雨漏りでなく材料に施工中についた雨じみでシミとなったという調査結果が出ているとされました。

再度の私の質問、乙女団地は黒カビがひどかったと思うが、改善は進むでしょうかという問いに対して、志戸岡建設課長は、黒カビということではなく、灰汁の黒いものと聞いている。今後は状況を注視しながら、修理等か塗装が必要な場合は考えていきたい。現段階では補修は必要ないと答弁されています。

甲佐団地は、軒天に使った広葉樹合板が黒ずみを発生しやすい特性があり、改善をされ

ていますが、同じような状況と思われる乙女団地はなぜ改善されないのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それではお答えします。まず甲佐団地と乙女団地の違いで、乙女団地はなぜ改善をしないのかということですが、甲佐団地の軒天は、再塗装を行っております。どうしてやったかということにつきましては、甲佐団地については、ほかにも施工上の不具合もあったことや、軒天裏の塗装が白色で、黒ずみが目立ち見た目も悪く、入居者の方々の不安を高めることとつながったため、これらのことを踏まえて、県と町においてですね、設計者、施工者に、材料の選択やその過程、また施工の方法などの考え方を指摘したところ、両者が改修の意思を示され、再塗装をすることとなりました。

乙女団地につきましては、一般的な針葉樹の合板が使用され、塗装も木材と同系色を使用しているということ、それと、自然素材である木材の経年変化が表れたものであり、材料選択、施工上の問題はなかったということから、再塗装を現在のところは予定はしておりません。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） いわゆる乙女団地に付いてるそのシミですけど、甲佐団地ですね、軒天の黒カビと似たような種類と思われまして。この黒ずみはですね、指で触りますと指先に黒く付いてきます。軒天の板の内部にできたものではなく、板の表面に付着しているものであることがわかります。また、軒天に使用されている板によって黒カビの発生してる箇所の違いがあります。黒い部分が強い部分とそうでない部分というふうに分かれております。

甲佐団地と同じように乙女団地も、この黒ずみはですね、見た目にも良い印象を与えないというふうに考えます。また、黒カビであれば、アレルギーなど健康への悪影響も心配されると思います。甲佐団地の住宅は、改善をされたのですから、乙女団地の住宅も、私は改善する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 乙女団地、甲佐団地についても、黒ずみについては木材による経年変化が、どちらも経年変化によるものであり、似たような黒ずみが見られております。乙女団地につきましては、やっぱり同系色で色が塗られているため、私が見た目でもそれほど甲佐団地のように目立たないし、見苦しくはないのかなというふうに思っております。

また、黒カビと申しますが、黒カビというのは空気上に浮遊しているカビ菌のことであり、一般的にどこの木材にも黒カビについては付着しているものだと考えるので、現在のところ乙女団地については塗装をする予定はなく、現状を注視していきたいと考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） あの、木材のですね、経年変化というふうに答弁をいただきましたが、乙女団地ですね、できてから何年でしょうか、たしかまだ2年経ってないんじゃないかと思うんですよ。経年変化とおっしゃればですね、まあ10年、20年経ったらですね、経年変化というふうなことでの木材が変わっていくというふうなところはあると思うんですが、まさにまだできたばかりだというふうに私は思います。

それと、これはですね、主観的なところもあるかもしれませんが、建設課長はですね、ひどくないというふうな印象をお持ちですけれども、私は見た範囲、かえって甲佐団地よりも乙女団地のほうが、この黒ずみはですね、ひどい部分があるというふうに感じております。

甲佐町のですね、町営住宅の管理条例は、条例の第1条でですね、条例の目的で、この条例は公営住宅法に基づく町営住宅及び共同施設の管理について、法及び地方自治法並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めることを目的とするとあります。公営住宅法第21条では、修繕の義務として、事業主体は公営住宅の家屋の壁、土台、柱、床、梁、屋根などについて修繕する必要があるときは、遅滞なく修繕しなければならないというふうなうたわれております。

今回の事例は、まさに修繕をしなければならない事態、それに該当するものであると私は考えますがいかがでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、一般的にですね、木造住宅につきまして、木材の表面には自然の凹凸があり、浮遊物、空気における埃や塵、菌類などが付着しやすいという特性があります。どの木造住宅に限っても、触れば埃は出ますし、黒ずみが出てくるというふうに、そういった木材の特性がありますので、修繕が今すぐ必要かというのと、そうではないというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） なかなかですね、認識がちょっと違いがですね、改善できないというか、ちょっと私の認識と違うところがありますが、次の質問を進めさせていただきます。

町長は平成30年年頭のあいさつにおいて、全部ではありませんが次のように述べられております。

今後も町民と行政が、震災などでの苦難をともに乗り越えてきた絆と、町外の多くの方からいただいた支援に感謝しつつ、創生を見据えた復興により、甲佐町に住んでよかったと、誇りと愛着をもって心から口にしていだけるまちづくりに向かって、町民の皆様から寄せられた大きな期待に応えるためにも、常に強い信念と情熱で真摯に実現してまいりますとあります。私はもう、町長の心のこもった言葉だというふうに認識をしております。

毎年のように町長はあいさつの中で、町民の甲佐町に住む幸せについて述べられております。そうした思いでおられる町長ですので、この問題についても是非とも改善をされるようにというふうに思います。早めの対応が大切であると思いますが、町長いかがでしょうか。

か。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時26分

再開 午前11時28分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 佐野議員おっしゃるとおり、年頭のあいさつの中で、私は常々、震災以降、甲佐町に住み続けていただくその幸せ感を感じていただけるようなまちづくりを進めていきますということを再三申し上げております。その気持ちは変わらなくて、そういった思いがですね、やはりあの災害公営住宅、その前は仮設住宅、そういった1日も早い建設に当たってきたという自負はあります。

今回、甲佐団地含めたところでいろんなご心配の向きな指摘事項もございました。で、基本的には県の指導をいただきながら、要するに責任の所在がどちらにあるのかということ考えたときに、今回については施工業者のほうで、問題としてあったのが軒の軒天の再塗装であったり、それから下駄箱の件ですね。それから、釘が出ていたという、これはどちらかという、瑕疵に当たるかどうかわかりませんが、当然、業者の、施工業者の範囲の中で対応していくべき事案だろうというふうに私も思っております。そこで、関係者協議をされて対処をされたということだろうというふうに思います。

今回、乙女団地についても佐野議員心配される向きありますけれども、これが健康被害に当たるかどうかわかりませんが、現段階では県の判断も、対処する、そこまでする必要はないだろうというようなご回答もいただいておりますので、我々としては、県が主体となって県のほうで、県に代行していただいて県で発注している事業でもありますので、そういった県の考え方については、我々もそのへんを参考に対処を考えさせていただいた結果、今後については動向を見守ろうというような結論に至った次第でありますので、その点はどうかご理解をいただきたいというふうに思います。

で、まあ幸せのほうについては、当然持ち続けておりますし、その気持ちに変わりはありません。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） あの、今町長も答弁をいただきましたが、責任の所在ということですね、これは町だけの問題ではないと。県の問題といいますか、責任といいますか、そういうところもあるというお話でありましたので、私のほうもですね、町だけでなくですね、県の見解といいますか、そういうところをもう少し詳しくお尋ねをして、やっぱり私としてはですね、是非こう改善に向けてですね、進んでいくようにというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） あの、まあ責任の所在のどうこうというような、甲佐団地のお話であって、その件については、もう既に解決を見たというふうに認識しております。で、両団地とも町としては引き渡しを受けた上でのお話でありますので、現段階で、例えば乙女団地についての改善を県に求めたりとか、そういう考えは現在は持っておりません。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 再度になりますけども、まああの、県がどういうふうに考えていらっしゃるかということはどうですか、私としてもちょっと確認をしたいということ、乙女団地についてですね。もう甲佐団地のほうは改善をされていますので、私はいい方向で早く終わったというふうには思っております。

私としては、どうしても乙女団地のほうはちょっと未解決というふうな認識でまだおりますので、はい、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いての質問に進ませていただきます。学校図書司書の増員は必要ではないかということです。学校図書館の目的は、蔵書の充実や学校司書の配置だけにあるのではなく、それらを用いての学校教育の充実にあると考えます。甲佐町子ども読書活動推進計画のはじめの項に、子どもにとって読書は、言葉を学び、感性や想像力、表現力を豊かにするために必要不可欠なものです。本を読むことで人の痛みや気持ちを理解する心を育むことができ、そこで得た知識は、子どもたちが長い人生を生きていく上で大きな財産となります。とあります。まさに、そのとおりだというふうに思います。

蔵書の充実や学校司書の配置の充実で、甲佐町の子どもたちの豊かな人間性の形成に寄与できることを思い、質問を行います。

平成30年6月議会、私の一般質問の中で、学校司書については、平成28年5月から1名を非常勤として雇用され、小学校4校と中学校と生涯学習センター図書室も併せて勤務をされているとありましたが、現在の甲佐町における学校司書の配置状況はどうなっていますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） ただいまご質問でありましたとおりで、本町では平成28年度より司書1名を配置しております。会計年度任用職員ということで配置しているものでありますけれども、町内の小中学校及び生涯学習センターの図書室を巡回し、図書の運営の改善充実が図られているものと認識しております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） あの、学校にお尋ねしますとですね、1人の図書司書の方がですね、よく頑張っているという印象を持っているということで、どこの学校でもですね、そういうお話を聞きます。

しかしですね、1人の職員の方が4校の小学校とですね、中学校、及び町の図書館の管理を行っていらっしゃるということではですね、私としては過重負担ではないかというふうな思いがあります。また、学校図書館の日常の運営管理、教育活動の支援等が1人で

われてることの限界もあるのではないかというふうにも思います。

文部科学省の学校図書館図書整備等5カ年計画では、1つ、学校図書館図書の整備として、古くなった本を新しく買い換えるための財政措置、2つ目に、学校図書館への新聞配備として、発達段階に応じた学校図書館への新聞の複数紙配備を図るとなっています。3つ目に、学校司書の配備として、学校図書館の日常の運営管理や、学校図書館を活用した教育活動の支援等を行う専門的な知識・技能を持った学校司書のさらなる配備充実を図るとして、3つの部門において、合計単年度約470億円、5カ年総額約2,350億円を地方財政措置として、用途を特定しない一般財源として措置をされております。

したがって、各市町村において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や学校司書の配置のための費用に充てられます。各市町村においては、学校図書の現状把握と、それに基づく適切な予算措置をするようになってきていると思います。今年度図書購入予定予算は、各小学校又は中学校でいくぐらいになっているのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、今年度の学校ごとの図書購入予算でございますけれども、甲佐小学校が30万2,000円ですね。白旗小学校が15万円。乙女小学校が19万3,000円。龍野小学校が21万円と甲佐中が30万円。総額で115万5,000円となっております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） それぞれ図書購入予算についてですね、説明があったわけですが、また別の資料で、各学校の図書蔵書数を見ますと、100%以上があるべき姿であると考えますが、100%以上達成の具体的な目標設定があるのかということと、白旗小、乙女小、甲佐中学校が100%以下。特に中学校は72.8%と極端に少ないと思います。これを改善することが必要かと思いますが、改善する計画等はあるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） ただいま蔵書数の標準冊数につきましてはですね、提出資料のとおり、白旗小、乙女小と中学校についてはですね、標準を下回っているというふうなことでございます。これにつきましてはですね、達成するように改善が必要であるというふうに認識しているところでございます。

現在ですね、そのような状況下において、また、本町につきましては、非常に厳しい財源状況の中ではございますけれども、図書の購入に対する予算につきましてはですね、ここ数年間、例年並みに予算化されているということでございます。

標準冊数を下回っている学校につきましては、今後の改善策としてはですね、図書購入の予算総額の中で、学校ごとにですね、配分額の見直しを行うなど、こういった形で学校司書や司書教諭を含めた各学校間で配分協議を行いまして、できるだけ早い段階で標準冊数の達成に努めていきたいというふうに思っているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、あの、改善をしていって、この標準冊数に到達するよう

にやっていくというお話でしたので、特に遅れてる中学校ですね、やっぱり私も図書室と
いいですか、見に行きましたけど、図書室自体は広くてですね、本当にゆとりがある造り
ですけども、その中の図書がですね、やっぱりこう少ないというのが、入っただけで感
じるようなところがあります。是非あの、中学生にですね、やっぱり本を読むこと、活用
することをですね、するためにはどうしても蔵書数をですね、増やすことは一つあると思
いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

続いて、貸出利用数についてですが、学校によってかなりの差があります。貸出利用数
が多い学校は、乙女小、龍野小、白旗小というふうになってます。まあこれは蔵書数の関
係もあるかもしれませんが、中学校はまた極端にですね、貸出利用数が少ないと思いま
すが、理由と対策はどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、たしかに甲佐中につきましては、利用数が極端
に低い数字となっております。中学校にですね、その内容について聞き取り等を行って
おりますが、理由については、明確ではございませんけれども、考えられることとしては
ですね、昨年度は生徒が休み時間に外に出て遊んでいるというようなことが多く見受けら
れたということと、全体的に読書をする生徒が少なかった、特に3年生は少なかったとい
うような見方でございました。

また、小学校ではですね、学校ごとに朝の読書の時間やですね、貸出の時間を設定して、
読書活動を推進していると。そういうことで貸出利用率は高くなっているかと思いま
すけども、中学校ではそれがございません。そういった理由などからですね、小学校に比
べてですね、利用数が低くなっているのではないかと予測してるところでございます。

ちなみにですね、郡内で同規模校の嘉島中とか木山中とかちょっとお聞きしたんです
けども、嘉島中ではですね、貸出利用率が17.9%。木山中では4.57%と非常に低い数字と
なっておりました。御船中ではですね、9.76%と。ちょっと規模が大きいですが、そ
ういった数字でございました。

そういったことの改善策といたしましてはですね、ブックトークといいまして、国語の
時間にですね、10分程度、本の紹介などをする時間を設けております。そういったこと
を活用して推進を図っていくと。

それと、本年度の現状を申しますとですね、もう現在の段階で、昨年
の貸出数を超えているということでございますので、今後さらにですね、そういった
創意工夫を凝らしながら、貸出利用率の増加に努めてまいりたいというふうに思
っているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） まああの、郡内の状況がですね、中学生の場合はあまり良
くないというようなお話でしたけど、これ貸し出して読むということはですね、いい
ことですので、やっぱ利用率が高まることはですね、また、読力の向上とかなんか
にもつながっていく問題ではないかなというふうに思います。

続いて、2番目の新聞配備についてであります。地方財政措置で複数紙配備を
図りま

すというふうなのもありましたが、実態はどうなってますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 現在、各学校の新聞の配備についてでございますけれども、これは小学校2校と中学校1校が配備されております。小学校については白旗小、乙女小ですね。それと甲佐中でございますけれども、これは熊日のそれぞれ1校。それと中学校についてはですね、そのほかに教育家庭新聞配備がなされております。残りの2つの小学校につきましてはですね、配備してないという状況でございますので、未配備の学校につきましては、できるだけ早い複数紙の配備を促していきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問を進めさせていただきます。学習指導要領には、指導計画の作成等に当たっての配慮すべき事項として、学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図り、児童の主体的、意欲的な学習活動や読書活動を充実することとあります。また、学校図書館法第6条では、学校には司書教諭のほか、学校図書館の運営の改善及び向上を図り、児童又は生徒及び教員による学校図書館の利用の一層の促進に資するため、専ら学校図書館の職務に従事する職員を置くよう努めなければならないとなっております。学習指導要領や法にもうたわれていることですが、率直に申し上げまして、今1名配備の学校司書の増員ということはどうでしょうか。できないものでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） もう1名増やすということのご質問でいいのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） まああの、増員というのはですね、今の財政措置にもありましたが、1.5校に1名の財政措置をしているというようなことであります。だから、増員というのは、最低あと1名か、熊本市、宇土市、ほかの自治体でも1校1名というふうな配備状況というのはあっておりますので、一番理想的なのは、そこまでいくかということが増員ということで私は考えてるところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、たしかに国の財政措置としましてはですね、一般財源で措置されているものではございますけれども、1.5校に1名というふうにございます。本町ではですね、聞き取り調査などの結果、佐野議員も聞かれたということでございますけれども、現状1名でですね、適切な図書運営ができています。それが必要人数であるというふうに認識しております。

そういったことで、学校司書の果たす役割は満たしているというふうに考えているところでございますし、今後もですね、学期ごとに開催しております図書担当者会議やですね、図書関係者等で協議検討を行いまして、学校図書業務の充実を図っていきたいというふうに思っておりますので、そういった理由からですね、現段階では増員を考えていないとい

うことでございますけれども、これからも継続してですね、状況把握を行っていきたくと思いますので、図書関係者の中ですね、十分検証や協議を行いまして、その結果、どうしてもですね、司書の増員が必要であるというふうになった場合は、適切な対応をしていきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 私のほうからも少し答弁をさせていただきたいと思います。

ただいま学校教育課長が答弁をいたしましたけれども、学校図書館図書整備等5カ年計画による本町の実情に応じた取り組みとしては、まずはですね、先ほどからご指摘がっておりますように、学校図書館図書の標準を全校で満たすと。特に中学校については非常に少ないという、これは大きな問題だというふうに考えております。

今後は、それに加えて、その図書を活用した読書教育、図書教育、この教育活動が学校間の読書数の差にもなっているものというふうに思いますので、各学校に現在司書教諭という、司書教諭免許を持った教員が全校に配置をされております。そのような司書教諭並びに各学校の図書教育担当者、それから、国語の教員、さらには児童生徒の図書委員会等のこの組織を活用いたしまして、総合的に勘案しながら、適切な図書、数だけではないと思います。図書の内容にもですね、十分に配慮をした図書の、まずは配備、そして、それを活用した教育活動の充実を図っていくことが必要であろうというふうに考えております。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 質問の中でですね、ちょっと私も飛ばしてしまったようなところがありましたので、改めて質問を行います。今答弁をいただいた問題と関連しますが、まあ、文科省がですね、国の財政措置として5カ年計画でやっています。で、現行の5カ年計画は平成29年度から令和3年度までで1,100億円という財政措置です。それまでの5年間は750億円ということでしたので、財政措置の増額をしております。そして、以前はこの学校司書については、2校に1名の財政措置というふうなことでうたわれておりましたが、現在は1.5校に1名配置ということで財政措置を行うということでは言われてます。

で、私はこの財政措置からして、すればですね、当然人員を増やすことが可能であるというふうに考えますが、町としてはこの文科省のですね、財政措置についてはどう考えていらっしゃるのかということをお尋ねしたいと思いますが。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、ちょっと先ほどと重複するところもございますけれども、この財政措置はあくまでも用途を特定しない一般財源ということで国から措置されているものでございます。そのようなことからですね、予算化につきましては、本町の現状に応じた予算措置をとるべきではないかということで、1.5校に1名ではございませんけれども、必要人数で必要な学校司書の果たす役割は満たしているということでございますので、現在のところは増員は考えていないというようなことでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） あの、私も今、質問の中で申し上げましたが、学校図書館整備5カ年計画というのは、これは国がですね、決めていることで、やっぱその地方に財政的な措置をして、やっぱこう、地方の図書館のですね、充実ということができるようにということやってるわけですから、私はですね、文科省が行っていることを、なんていうか、はっきりとしたということではなくて、もう文書の中ではっきりとですね、こういう措置をしますよということですので、私はその増員はね、可能ではないかというふうに思うんですよ。財政措置、じゃあ、なんていうか、極端な言い方になるかもしれませんが、無視をされてもいいんでしょうか、どうですか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時53分

再開 午前11時57分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） 先ほどのご質問の件ですけれども、地方交付税の計算上の中ですね、その学校の司書の方法も、ほかに消防とか、いろんな算定基礎、算定があります。それで算定上がこういった1.5校に1名とかいう話になってくるとは思いますけど、実際地方交付税が入ってくる時は、それがそのまま丸のまま入ってくるということではございません。本町の場合はその、先ほど学校教育課長が答弁しましたとおり、必要数といいますかですね、その利用頻度だとか、ほかの町の状況もありますので、そのへんを勘案した上で1名ということでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） まああの、これは自治体の判断でできる部分はたしかにあるかと思うんですけど、やはりあの、實際上、学校司書の配置については、従来よりもですね、充実していくことは間違いないと思うんですよ、ほかの自治体を見てもですね。あの、県内で、正確にはちょっと把握してませんが、県内の自治体で熊本市、宇土市、菊陽町、こういった所はですね、1校1名を配置されてます。それはですね、やっぱり国からの財政措置っていうことをですね、考えた上でのですね、措置であると思います。だから、そういった1校1名というのはですね、財政措置以上にですね、考慮されて配置されているわけですよ。

で、今、教育長や学校教育課長の答弁がありましたけど、図書司書、学校司書の方はですね、本当に1人で一生懸命頑張っていらっしゃるということで、評価はものすごく高いと思うんですけど、やはり司書の方がですね、やはり1人でなくて2人、3人といらっしゃればですね、それはまだ充実がですね、進むものというふうに私は考えます。

そういうことですね、是非あの、考えていただきたいというようなところを思います。

この問題、最後の質問になるかと思うんですけども、甲佐町としてもですね、町の教育概要や小中学校教育概要において、小中学校を通した学力向上として読書活動を挙げられ、図書館司書などの専門職員の充実や図書活動の推進を掲げられています。小学校においても、読書活動の推進を重点事項、実践事項に挙げられている所があります。

いずれにしても、読書活動は小中学生の学力向上の大きな柱の一つです。それを支えるのが学校司書ですので、是非とも学校司書の増員をというふうに考えるものです。平成30年6月議会においても、私の学校司書の増員をという質問に対する答弁の中で町長は、思いとしては、それぞれ配置が一番いいというふうな答弁の一部でありましたけれども、そういうお持ちはありました。中学校の蔵書数の充実や貸出数の増加など、学校司書の増設で私は大いに改善が期待されるというふうに考えます。この問題が最後になりますが、町長の見解をお願いします。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 以前質問された時でもですね、そういう回答をしたのを覚えてますけど、たしかにおっしゃるとおり、最近の子どもたち、なかなか本に触れる機会が少ないし、常々私が思うのが、なかなかなんていうかな、語彙の豊富さとか、それと漢字の読みはできるんでしょうけど、パソコンの普及でですね、書くほうに能力が落ちてきているような気がします。甲佐町、採用試験を受けられる方の作文見てましてもですね、そういう傾向があるように感じております。

それと直接の関係どうこうはわかりませんが、議員ご指摘のその図書司書ですね、司書の増員の件ですけど、たしかにおっしゃるような配置が望ましい姿だと思います。とは思いますがですね、郡内の状況、資料ももらいましたんですけど、御船町で会計年度任用職員が2名、山都のほうが同じく会計年度任用職員が2名、それと益城町、嘉島町については、現在、配置はされていないということなんですよね。そういう中でこういった問題について対処がされてきている現状がありますんで、ということはどういうことかというところを考えたときに、望ましい姿ではありますけれども、そうじゃなくてもなんとか対応できている部分もあると。部分ですよ。すべては言いません。部分はあるということでもありますんで、じゃあ甲佐町にとって、じゃあどういう姿が望ましいのか。現在の1名で十分対応が可能な状況なのか。あれから、質問されてからは数年経ってますんで、そのへんについてはちょっと再度整理させていただきながら、まあ町の考え方は、財政は町長部局ですけど、考え方としては教育長のお考え聞かなくちゃなりませんし、教育部局の考え方もあろうかと思えますんで、そういったところ協議しながら、町としての考えを決めたいというふうに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 町長のほうから答弁いただきましたが、まあ、郡内の状況ですね。やっぱり甲佐町よりも進んでる町も、そこまでいかない町もいろいろありますが、やはり私としてはですね、やっぱりこう、一番あるべき姿にできるだけ近づくということがですね、やっぱりこう、町政としてもあり方ではないかなというふうに思いますので、是

非ご検討いただきたいというふうに思いまして、次の質問に進ませていただきます。

ブックスタートで親子に喜ばれる施策をとということです。まあブックスタートについては、以前、一般質問で取り上げたことがあります。すべての赤ちゃんの周りで、楽しく温かい絵本のひとときがもたらされることを願い、一人一人の赤ちゃんに絵本を渡す活動です。1990年イギリスで始まり、日本では世界で2番目に取り組み、市町村、自治体の事業として全国に広まっております。資料によれば、全国市町村数1718のうち1065で実施され、約62%の自治体で行われています。

平成29年、宮城県の町議会の視察時に、村田町で定住促進子育て支援策として、親子ふれあいブックスタート事業を取り入れられている内容をお聞きしました。熊本県内の自治体も27自治体、郡内では益城町と山都町が実施されています。山都町の例では、平成17年度より実施され、乳幼児健診時に会場で配布されています。予算は約10万円ということで、対象人員で変動はするという事です。

この件に関する一般質問を平成29年12月議会に行っております。その時の当時の北野福祉課長が次のように答弁されています。ブックスタートについては、自治体パックの購入価格は、1セット当たり大体600円から1,500円の間ということですので、今後検討していきたいと考えております。あれから3年経ちましたが、どのように検討されましたでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 佐野議員から子育て支援策としてブックスタートを実施してはいかかとお尋ねにお答えいたします。

現在、郡内において、0歳児の健診時などに赤ちゃん向けの絵本を配布し、絵本を通して親子のふれあいを支援する事業を益城町と山都町が実施しているとのことですが、甲佐町でも同じような事業に取り組んでおります。

平成29年に佐野議員からブックスタートについての一般質問があり、その後、平成30年度から、甲佐町では出生されたお子さん全員を対象とする2カ月児訪問時に、赤ちゃん向けの絵本と、親子のふれあい遊びの冊子、クリアファイルをセットにして保健師が配布しております。

配布しております絵本等につきましては、大手教育書出版業者から、町に対して無料で提供いただいております。その絵本等を活用させていただいております。また、今年度は新型コロナ感染症拡大防止のため中止としておりますけども、昨年度までは保健福祉センターでのピカピカ1歳教室や子育てサロンにおいても、絵本の読み聞かせ等を行っております。

佐野議員から平成29年にブックスタートについて一般質問をし、町としてどのように検討されたかということですが、その後、町として取り組むよう検討しましたが、読み聞かせなど絵本を通して親子のふれあいの場を提供することに重点を置き、ブックスタート事業そのものについては、本町では取り組まないということになっております。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、平成30年度から、赤ちゃん訪問時に大手教育書

出版業者から無料提供いただいた絵本などを活用させていただいておまして、本の中にある赤ちゃんとのスキンシップ遊びなども保護者のためになっているかと思われます。以上です。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 本町の図書室でですね、行っております取組みについて、少しお答えいたします。

町図書室におきましては、以前、土日に赤ちゃんから高齢者までを対象に、読み聞かせの、ボランティアによる本の読み聞かせを実施してございましたけれど、部活動やイベント、家族で外出などで、そういった理由でですね、参加人数が徐々に減ったいきさつがございます。

そこで、4年前の平成28年から、月1回平日に、0歳児からのお話会を実施しておるところでございます。このお話会は、赤ちゃんとお母さん、又は保護者の方に参加をしていただき、職員が赤ちゃん向けの絵本の読み聞かせをしたり、手遊び歌や手袋人形などで赤ちゃんと一緒に遊び、ふれあいながら本に親しむ機会を作り、図書室に来ていただくためのきっかけづくりを行っておりますところでございます。以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） ただいま答弁ありましたが、大手の教育出版社からですね、無料で提供されてるということで、そういった活用はですね、大変私もいいことだというふうに思いますが、子どもさんはですね、成長に合わせてですね、やっぱりこう、絵本も変わっていくというようなところがありますので、やはりあの、今活用されてるその大手教育出版社からのですね、無料提供の絵本というような活用と併せてですね、やはり、健診というのは数回ですね、学校に上がるまでにあるかと思うんですが、その成長に合わせたですね、対応で、私はですね、今やっている施策とプラスアルファでですね、考えて、そういったことができるんじゃないかというふうに思います。

時間の関係もありますので、もう先の質問に進ませていただきます。学校トイレの改善ということで、11月12日の熊日新聞で、県内学校トイレの現状について記事が掲載されています。県内公立小中学校の個室トイレで、便器が洋式なのは48.4%で、全国平均の57%を下回っていることが文科省の調査でわかったということです。甲佐町は令和2年度において53.7%で、県平均は上回っていますが、全国平均は下回っています。

内閣府が2018年3月にまとめた消費動向調査によると、2人以上世帯の家庭の温水洗浄器便座普及率は、80.2%となっています。温水洗浄器を設置してない洋式トイレを含めれば、トイレが洋式である家庭はもっとあると考えられます。

このように、児童生徒の家庭においても洋式が増えています。学校トイレの洋式化は、県内においても洋式100%の球磨村をはじめ、100%に近い自治体が増加をしております。町も2016年が47.4%から2020年の53.7%、6%増えております。洋式化を進めているというふうに思います。そこで、甲佐町の小中学校のトイレ洋式化はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） トイレの洋式化の整備状況につきまして、提出してあります資料について、資料をもとにご説明したいと思います。

まず、各小中学校のトイレについてでございますけれども、校舎の内、それと屋外と。また、多目的トイレ、男子女子の和式洋式の設置数を示しておりますけれども、一番下の段の総数についてご説明しますと、現段階ではですね、甲佐町の小中学校のトイレにつきましては、屋内と屋外合わせて和便器が95基、洋便器が110基で合計205基となっております。洋式化率といたしましては、先ほど申されたとおり53.7%となっていると。そういった状況でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） あの、トイレの状況についてですね、学校教育課長から説明を受けましたけど、もう少し詳しくというふうに考えるんですが、例えば、この資料を見ますと、学校によってですね、かなり差があるというふうに思うんですね。そういったところで、どういうふうにこの差があるのか、その改善の方向はどうかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 本町の小学校4校、中学校1校に関しましてはですね、令和元年度に策定いたしました甲佐町の長寿命化計画に基づいて、学校等のトイレの状況をですね、確認分析後、協議を行いまして、計画的に改修事業に取り組んでいきたいというふうに現在考えているところでございます。

本年度はですね、龍野小学校のトイレにつきまして、国の学校施設改善交付金、これは3分の1の補助なんですけれども、これを活用いたしましてですね、屋外トイレでございますが、男子用が1基、女子用2基と多目的トイレが1基、すべて洋式で新設する予定でございます。

それと、令和3年度においては、白旗小学校で同じく同基の洋式化を図るように計画しております。併せて、屋内ですね、屋内のトイレにつきましても、男子用が4基、女子用が11基と多目的トイレ1基を洋式へ改修するというようなことを現段階で計画しているところでございます。そのほかの学校につきましてもですね、乙女小学校あたりはまだあの洋式化率が、これ見ていただければわかるかと思いますが、低くなっておりますので、計画的にですね、洋式化の改修が必要であるというふうに考えているところです。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 白旗小、乙女小はですね、この表見ますと特にですね洋式化が進んでないというふうに思いますので、やはり、今おっしゃったように、洋式化の改善をですね、進めていただきたいというふうに思います。

それとですね、質問を進めますが、文科省が、トイレの改修は学校施設全般の環境向上や機能改善につながり、改修の効果や期待しやすい場所として捉えており、学校施設の長

寿化改修の手引きの中で、学校トイレを改修する際の注意すべき点などについて解説をしております。

そこで重要なのは、タイル張りの湿式の床をシート張りにするなどの床面のドライ化にあります。トイレ清掃といえば水で洗い流す湿式清掃が多いと思われませんが、これを乾式清掃へ変える環境に改修することが求められています。トイレの床面が濡れたままの状態であれば、菌が増殖繁殖しやすく、乾式清掃の数百倍以上の菌が検出されているといわれております。学校トイレの改修の中で、トイレの乾式化や乾式清掃についてどう考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 先ほど申しましたトイレの洋式化に伴いましてですね、床の部分についても乾式化をしていきたいと思っております。ところでございますけども、現在の状況といたしましてはですね、龍野小学校など平成28年度からトイレ改修を行われた学校につきましては、洋式化に伴いまして床の乾式化も施工しているところでございます。

以前の水で洗い流すようなタイルの濡れたままのトイレですね、これにつきましては、佐野議員おっしゃるとおり、菌や臭いの温床となるということがいわれておりますので、そのようなことからですね、今後トイレの改修をする、全面改修などをする場合はですね、快適な教育環境の質的向上の面からも、衛生的な洋式化に併せまして、水を使わずトイレの掃除ができるような床部分についての乾式化を行っていくというふうな計画で考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 4校の小学校と中学校はですね、町の指定緊急避難場所ともなっております。学校トイレは子どもたちだけでなく、町民全体の問題であるとも考えます。避難所として利用する場合にも、学校トイレの洋式化等の改善が必要とされるというふうに考えます。

そういうことで、学校トイレの問題をですね、改善よろしくお願ひしたいということで、これをもちまして、私の一般質問を終わります。

○議長（宮川安明君） これで6番佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

午後は13時20分から再開します。

休憩 午後0時19分

再開 午後1時20分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番甲斐良二議員の質問を許します。

1番、甲斐良二議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二でございます。一般質問通告書に通告させてい

ただきましたとおり、順次質問をさせていただきます。本日私はですね、1点のみについてお尋ねいたします。

現在、学校教育課のほうで進められておりますGIGAスクール構想に伴う1人1台端末導入についてお尋ねをいたします。担当課の学校教育課になると思いますので、学校教育課の課長、もしくは教育長、ご答弁のほうをよろしくお願いいたします。

私も3人子どもがおりまして、現在、甲佐小学校、それから甲佐中学校に通学いたしておりますし、自身もPTAの役員等を務めております。PTAの役員の仲間の意見、それから、私も一人の親としてのですね、率直な質問もさせていただきますので、よろしくお願い致します。

このGIGAスクール構想、1人1台端末導入についてはですね、今年の7月14日に行われました臨時議会において、担当課の学校教育課の吉岡課長のほうから、概要について説明がございました。その時、こちらの資料をいただきましたので、今日はこの資料を読ませていただきましたので、この資料をもとに掘り下げた質問をさせていただきます。

概要説明でありましたとおり、この資料にはですね、GIGAスクール構想の趣旨、それから端末1台導入の理由については、一番最初に明記されております。ちょっと読み上げさせていただきます。

まず趣旨についてはですね、新たな社会の到来を見通し、時代の変化に対応できるよう、児童生徒に情報活用能力を育成すると。また、端末導入の理由については、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、ICTの活用により、すべての子どもたちの学びの保証のできる環境を早期に実現するという旨の説明がございました。

そこで、まず最初の質問になりますが、現在までの進捗状況、それから今後のスケジュール、今日、全議員にいただいております資料の説明になるかと思いますがよろしくお願い致します。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、それでは資料、提出しております資料に基づき、ちょっとご説明したいと思いますけれども、本年度のGIGAスクール構想事業につきまして、これまでICT機器導入に当たりまして、いろいろな諸々の事務手続を行ってまいりましたが、先月のですね、11月の26日に、事業者選定の公募型プロポーザルを実施いたしております。

その選定委員会におきまして、機器の納入、情報管理や保守、運用面、また通信の提供などですね、いろいろなことについて審査が行われております。結果、12月11日、ちょっとスケジュールではどうかということになっておりますけれども、11日にNTTドコモが優良会社ということで仮契約をいたしておるところでございます。

それから、明日15日の案件となっておりますが、このことにつきましての財産の取得については、議会のですね、ご承認事項というふうになっておりますので、今回上程させていただいているところでございます。

それから、今後のスケジュールでございますけれども、ご承認がいただけましたならば

ですね、速やかに本契約を行いたいと思っております。機材等の学校への納入期限をですね、2月末に一応定めております。だから、3月のもう初旬からはですね、スムーズに授業に活用できるよう準備していきたいというところで、内容といたしましてはですね、周辺機器を含めたICT機器全般のですね、学校への設置、整備。それと平行いたしまして、教職員にですね、機器の操作や教材の活用、そういった研修等をですね、数回にわたり行っていく計画を立てているところです。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。新聞報道等でもですね、いち早く12月1日より導入されてる自治体もあるみたいですが、県内では菊池市とか、県外においては福岡市などあるみたいですが、本町においては、実際、年明けの3月1日より子どもたちが手に取って活用していくということで納得いたしました。

続いて財源についてお尋ねいたします。まああの、教育についてのお金をですね、費用対効果じゃないですけど、求めるのは、例えばこの学校を建てて、この子どもたちがいくら還元してくれるとか、そういったものを教育に対して求めるべきではないと私は思っております。まあ、本事業がですね、高い安いとか言うつもりはございませんが、本町をこれから支えていく子どもたちのためには、使うべきところには大いに使っていただきたいという思いでございます。この総事業費とその財源、私はその内訳をお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） まずですね、今回、プロポーザルで導入を予定しております機器機材についてご説明したいと思いますけれども、これにつきましてはですね、端末機のiPadと事業支援アプリ、それに保護フィルムやケース、キーボードなど付属品ですね。それとヘッドセットと5年間の通信費などでございまして、総額が1億6,300万円ほどとなっております。

また、それからですね、また電子黒板とか電源キャビネット、サポーター1名の委託費などを契約するように予定しておりますので、今回の契約予定額の財源ですね、その内訳といたしましてはですね、国が今年度中に整備した場合は、端末機1台あたり4万5,000円を補助しますよということで、その国庫補助金がですね、2,770万ほどでございます。そのほかに臨時交付金で約8,550万。残りを一般財源ということにしております。

また、これから契約を予定してるものにつきましてはですね、国庫補助金、臨時交付金のほか、過疎債なども充てたいというふうに考えております。残りが一般財源ということで予定しております。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい、ありがとうございます。明日ですね、上程の議案第68号の財産の取得のほうでも上がってるみたいですが、このiPadを986台ですね、小学校、中学校、それから先生の分、それから予備まで含めて取得するというので、総額が1億2,000万円弱ということになっておりますが、できればその端末機のiPadの単価等を教えていただけないでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 端末機の本体とその付属品ですね、について内訳を申したいと思いますが、まずあの端末機についてはですね、総額の5,450万ほどになります。これは1台の単価といたしましては、大体5万5,000円ほどでございます。それとその付属品としまして、タッチペンとかフィルムとか保護ケースとかですね、キーボードとかございますけども、それにつきましてが1,270万弱ぐらいで、1台あたりの単価がですね、1万2,800円ほどとなっております。あとはもう諸々ございますけども、2点についてご説明いたしました。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい、ありがとうございます。まあiPadが5万5,000円。それから付属品含めて、1台あたり大体6万8,000円ぐらいを986台導入されるということで、納得いたしました。

今、機種についてはこのiPadということで説明があつてますけど、導入されるのが小学校は低学年、1年生、それから中学校は高学年だったら3年生と。年齢的にも開きもありますし、同じものなのか、例えば小学校低学年と高学年で分けるのかとか、その機種についてですね、詳しく教えてください。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） タブレット端末の機種につきましてですけども、小学校用はですね、持ち帰りあたりとか学校内での授業を想定しまして、脱着式ですね、キーボードのiPadを予定しております。通常、外に持っていく場合には、小さい子どもは落としやすいということで、脱着式になって本体だけを持っていくような形でですね、想定しております。

それと中学校につきましてはですね、キーボードと一体型のiPadの導入を予定しているところでございます。これについてもですね、保護ケースは付いておりますので、若干落としてもですね、すぐに壊れるというものではございません。

また、そういった持ち帰り等がありますので、画面には保護フィルムというのを貼りまして、落下の衝撃吸収ということで装着するところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。要は、小学校が脱着式、キーボードは脱着式、それから、中学校になるとキーボード一体型ということでご説明いただきました。ありがとうございます。

通信方法なんですけど、皆さんも携帯電話お持ちだと思います。屋外においては携帯電話回線で、ご自宅なんか帰られればWi-Fiを引かれてる所はWi-Fiで、例えば動画を観たりとか、Wi-Fiによる回線、通信ですよ。この導入されるiPadに関しては、どんな通信方法なのかお答えください。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） この通信方法でございますけども、携帯電話と同様の

ですね、LTE回線というので採用することとしております。Wi-Fiにつきましてはですね、先般ちょっと臨時議会の時に申し上げましたけども、通信状況の不安定だったりとか、各家庭の整備環境の違い等ございますので、LTE回線につきましてはですね、同様の使用ができます。平等の使用ができるということで、これにしております。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 通信については、携帯電話と同様のLTE回線ということで理解ができました。

続いてですけど、次の質問が一番親として素朴な質問になります。そして、自分が今、一番聞きたいことになります。通信機能の中身についてお尋ねいたします。後ほども質問しますが、この端末機iPadというのは、例えば緊急事態宣言が再び発令されれば臨時休校となって、学校と家庭とでオンライン授業やリモートでの授業等に大いに役目を果たしていくと思います。その中で、先生方、それから我々が生徒だとしますと、先生と生徒とやりとりですよ。通信というのは、あって然るべきだと思います。むしろ、なくてはならない通信だと思っております。

例えば、先生この問題わかりませんか、先生のほうから返ってくる、オンライン授業なんかにはですね、そういったのについては然るべき、当然なくてはならない機能だと思っておりますが、生徒間、児童間、お友達同士での通信、これについては、私は付けるべきではないというふうに考えております。仮に生徒間、児童間、要はお友達同士で通信ができるようになりますと、さっき先生に質問したような、友だちに授業の内容なんかをですね、聞くのはいいんですけど、友達、ちょっとこの問題教えてって。その答えが返ってくるって。そういったのに使われる、授業に関することに使われるのはいいかと思いますが、ややもすれば、皆さん、私も携帯電話にインストールしておりますけど、無料通信アプリ、そういった機能的なことで使われると、やっぱりプライベートなことですね、例えば今度の日曜日遊びに来てとか、遊びに行っていていいとか。例えば、おはようとかおやすみとか、そういったものに通信で使われますと、今、全国的にいじめの問題なんか見えますと、ほとんどがこの無料通信アプリのちょっとしたやりとりですよ。例えば既読になっているのに無視されたとか、返事が返ってこないとか、そういったのが原因でいじめや仲間外れ、それからいじめやひいては差別と、そういったのにつながっていきかねないという思いがしております。

そういった意味で、この生徒間同士、児童間同士の通信、これができるのかできないのか。それと併せてですね、有害サイト等へのアクセスができないように、いかに防止していくのか。この2点についてお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 甲斐議員、ご指摘されること、懸念されることについてはですね、当然、自宅への持ち帰り等、使用する場合ございますので、プライベートな面ですね、誹謗中傷なことからいじめ問題につながるということを懸念されるというふうに思いますけども、タブレットの導入によりですね、想定される児童生徒間相互の通信

については、使用できないようタブレット端末自体にですね、直接設定ができますので、そのようにしたいと考えております。

また、有害サイトへのアクセス等についてもですね、フィルタリングということの制限が行えますので、それを行いまして、閲覧制限、変なサイトに行けないような形でですね、閲覧制限と追加アプリケーションソフトのダウンロード禁止、それとインターネット接続の利用時間の設定などをですね、して、直接設定しまして、そういうのを防止するような予定でございます。

また、児童生徒への全体研修や授業を通しての情報に関し、正しく理解する、分析する能力ですね、そういった知識、情報モラルですね、こういったことの醸成等を図りましてですね、使用方法を守るように十分指導していきたいというふうに考えているところでございます。

また、家庭への持ち帰り使用する場合はですね、生活リズムの乱れ等を防止するためにですね、町でインストールしたアプリ以外はダウンロードできないと。当然YouTube動画なども視聴できない、そういった制限をかけたいと思います。そのほかに、保護者の方への説明会を行ったり、使用時間、使用内容について、家庭でのルールを作ることや、使用同意書というのをですね、いただきまして、使用について十分認識いただきまして、理解を得て進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい、ありがとうございます。今、課長のほうからですね、児童生徒間の通信はできないということで答弁いただきましたので、安心いたしました。また、そういったふう、通信ができないよう、初期の設定になるんですかね、初期設定をしていただきたいと同時に、設定を変えるにはパスワードとか要ると思うんですよね。そういったパスワードの厳重な管理もですね、併せてお願いしたいと思っております。

続いての質問ですが、この活用方法についてお尋ねいたします。導入後は学校内において様々な場面で活用が期待されますし、ご承知のとおり、本県においても新型コロナウイルスの感染リスクレベルも、12月1日よりレベル4、特別警報に引き上げられました。いつ緊急事態宣言が出され、臨時休校になってもおかしくない状態であるわけです。そんな中で、通常の学校での活用はどんなことに活用するのか。それから、臨時休校時の活用、それぞれお答えください。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 今回のタブレットなどICT機器の整備につきましてはですね、通常時の教室内での授業での活用、それだけではなくて、運動場や校外学習での使用、それと家庭への持ち帰りなどですね、地震などの災害と新型コロナ等の非常時における活用も想定して導入しております。

この機器の導入制についてはですね、これまで答弁、議会でも答弁しておりますけども、導入に際しまして、先行している自治体等の事例によりますと、活用することによりですね、人前で話すことが苦手だった生徒が、タブレットを通してきちんと自分の考えをまと

めて発表することができるようになったとかですね、友達意見を共有し、考え方に幅を持つことができるようになったと、そういった好事例が報告されております。これについては、宮本議員のほうも何回もですね、ご質問されておりますけども、そういった好事例が報告されているというようなことでございます。

それと、災害時の活用についてはですね、オンライン学習するドリルのe-ライブラリ、それとロイノート、そういったですね、学習支援ソフトを導入いたしまして学力向上を図るなど、児童生徒の学びを止めない工夫を実施していきたいと考えております。

そのほかですね、活用については画像が映し出されるZoom機能など、そういったものを活用しまして、非常時においてもですね、モデル事業の配信をはじめ児童生徒の健康状態、生活状態が観察できるなど、幅広い活用を期待しているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 通常時は教室や教室以外での運動場等の持ち出して活用し、また、災害時、臨時休校時においては、そういった学習支援ソフトですかね、e-ライブラリですか、を導入して、学びを止めない工夫をするということで、是非本町からも導入後は好事例が報告できるように期待をしているところです。

早速、先ほどの今後のスケジュールでもおっしゃったとおり、今月からですね、教職員の皆様、先生方にも、この研修が始まっていくと思いますが、GIGAスクールサポーターによる研修となっております。GIGAスクールサポーターというのはどういったことをされるのかと併せて、その研修の内容をお願いします。説明を。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、GIGAスクールサポーターということでございますけども、これにつきましてはですね、現在、NPO法人のICTサポートセンター、これ甲佐のほうに事務所がございますけども、このICT機器に対する保守管理や取扱いなどを説明する委託契約を結んでいるところでございます。

機器が導入されればですね、新たにもう専門のサポーターを1名増やして委託契約を行いまして、今度は活用面や運用計画、セキュリティーポリシーなどの作成、また、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけども、教職員に対しましてですね、機器の操作や実践的な教材の活用、研修、それと児童生徒への情報リテラシーや情報モラルの教育、保護者への理解や認識を深めてもらうための説明会などをですね、随時行っていきまして、児童生徒の学び、学習がですね、保証されるようなサポートを期待しているところでございます。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。じゃあ最後、教育長のほうにお尋ねをさせていただきます。教育部局のトップとしても、この本事業へ取り組む思い、また、本事業に寄せる期待があると思いますんで、そちらをお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 蔵田教育長。

○教育長（蔵田勇治君） 今回、GIGAスクール構想という言葉がですね、これは国のほ

うの政策の中心になっている構想でございます、それがそもそもそのGIGAってなんやというふうなですね、声も聞かれました。

もちろん、通信料、情報通信料としての単位というのはありますが、それとたぶん掛け合っているんだろうと思いますけど、GIGAっていう言葉があります。ただいまのご質問に答える前に、まずですね、少しそのGIGAスクール構想というものについて、その意図などについてお話する必要があるというふうに思います。

GIGAというのはですね、Global and Innovation Gateway for All、即ち、すべての人にグローバルで革新的な入口をとというような英語の頭文字を取ったものでございまして、これは令和の時代のスタンダードとして、学校のICT環境整備をいたしまして、すべての子ども、一人一人に最もふさわしい教育を施行して、誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育、ICT教育の実現というものを目指した国の政策であります。

本町におきましては、国際化、情報化が進む、即ち、ICT社会がもう生活の大きな部分に、欠かすことのできない部分になってくるということ踏まえまして、子どもたちの生きる未来社会を展望したときに、ICT教育は極めて重要なものであると。そのような考えのもとに、ICT教育機器の整備と教職員のICT機器活用能力の育成、学校における実践、そして、研究に取り組んでこれまでまいったところでございます。

このような中でございましたけども、新型コロナの蔓延によりまして、国は当初、令和元年度から5カ年で整備するとしていたGIGAスクール事業を、令和2年度中に前倒しをするということといたしました。本町におきましても、本年度中のGIGAスクール事業に基づくICT環境を整備するということになったわけでございます。

GIGAスクール事業により、児童生徒1人1台のPC整備、このことに関する教育長としての思いとか期待というようなご質問でございますけれども、我が国、我が町、我が県の未来をですね、担う甲佐町の子どもたちにとって、ICT教育の重要性はこれまでもこの議会の中でも、私、お話をしてきたとおりでございます。GIGAスクール構想による児童生徒1人1台のオンライン化されたPC整備は、本事業の意図する誰一人取り残すことなく、子どもたち一人一人に個別最適化された教育というものを期待するのはもちろんですけども、そのほかにも自然災害や感染症の蔓延などに際しまして、自宅待機中の子ども一人一人の学びの保証。また、休日や長期休業中、放課後などにおける個に応じた、一人一人の個に応じた自学の充実保証。また、学校や校外における調べ学習など、学びの広がりや深まり。あるいは、様々な理由によって学校に登校することのできない子どもが実際おります。このような子どもたちへの学びの保証。このようなことがICT教育の充実による学びの保証ということで期待をしております。様々な場面における学びの保証、自学自習による個に応じた学ぶ内容と機会の提供など、大きな期待をですね、子どもたちも持っているのではないかなというふうに思っております。

また、本町がかねてから掲げております学力県下トップ構想、そのもとに新学習指導要領が掲げる主体的、会話的で深い学び、これを実現するツールとして、あるいはICTそ

のものを学ぶためにも、1人1台のタブレット端末の整備というものに、大きな期待を寄せているものでございます。併せて教職員の授業力、教育力の今後一層の向上にも取り組んでいく必要があると、このように考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） ありがとうございます。今、教育長から答弁いただきまして、本事業に取り組む思い、十分に伝わってまいりましたし、誰一人取り残されることなく、4つおっしゃった様々な理由で学校に行けない子どもたち、そういった子どもたちへも学びの場を保証するといった意味で、こういうこの事業に取り組む優しさというか、そういうのも感じました。

本事業がですね、これから甲佐町を担っていきます子どもたちの学びの保証ができるよう、また、再び緊急事態宣言が出され、臨時休校にならぬようですね、新型コロナウイルスの1日も早い終息とワクチンの普及等を願ひまして、本日の私の一般質問、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） これで1番、甲斐良二議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

14時より再開します。

休憩 午後1時52分

再開 午後2時00分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、7番荒田博議員の質問を許します。

7番、荒田博議員。

○7番（荒田 博君） 7番、荒田でございます。一般質問通告書に基づいて質問してまいります。よろしくお願いいたします。

まずはじめに、震災復興計画についてということでございますが、本年が復興期間の5年目も、あと残り少しというふうになってきております。そんな中で、我が町は震災復興計画を早々と計画されて復興を目指してこられたと思いますけれども、基本理念を、将来（みらい）を想い、魅力（たから）を活かす、ともに紡ごう次世代への架け橋という基本理念をもとにこられたと思いますけれども、その中で、今の計画の中での進捗状況についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、震災復興計画の進捗状況についてお答えいたします。

震災復興計画の進捗状況につきましては、復興対策本部会議を開催し、令和元年度末の進捗管理を行っているところです。

現在の復旧対策の進捗状況につきましては、実施済み、また実施中が98.4%、検討中が1.6%、未着手の事業はありません。全体として98.4%ということになっております。ま

た、復興対策の進捗状況につきましては、実施済み、実施中が90.5%、また、検討中が5.4%、未着手が4.1%で、全体として90.5%というところになっております。

復旧対策での検討中の事業といたしましては、情報手段の整備や情報共有、また、復興対策での未着手のものについては、商店街のイノベーション計画、行政区役員等への避難所スタッフとしての協力要請、また、役場OBへの協力要請の検討などが挙げられているところ です。

検討中の事業といたしましては、工業団地の選定、整備、また、安心して通行できる道路整備などであります。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、ただいま担当課長から説明があったとおり、復旧で98.4%と。復興のほうでは90.5%が計画でされてるということでございますが、実施済みが復興計画の中では30%程度でございますけれども、未着手はないということでございますけれども、今後のその、要は5年でできなかった部分に関しては、今後どういうふうな対応をとられようと思っ ているのかをお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） はい、未達成事業についての今後の対応ですけれども、今年度が先ほど議員が言われましたように、計画期間の最終年度となります。達成できていない事業につきましては、次期総合計画に引継ぎ、検討実施していくということにしております。

ただ、復興計画自体が平成28年度震災後間もなく計画されておまして、国などからの災害関連の支援を想定し策定していることから、次期総合計画に引き継ぐ時には、各対策自体も見直す必要もあるかと思われ ます。まち・ひと・しごと地方創生総合戦略や、国土強靱化地域計画などと連携も考慮しながら、今後の町の振興対策に必要な事業につきましては、継続的に検討、実施していくということにしております。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） そういうことですね、未達成事業については、今後検討しながら次の次世代の計画の中で、必要な部分と国の制度に則ってまた計画し直していくということでございますので、残り数カ月ありますけれども、できる部分はしっかりとやっていただい て、次につなげていただきたいと思 います。

で、このご時世ですね、コロナ禍の部分もあり、なかなかこの熊本地震についてというのが、なかなかその風化ではないですけど、なかなか忘れられていくようなことになっていく可能性もあるのではないかなと私は懸念しております。そういった部分で、しっかりと復興計画、残り数カ月ではございますけれども、よろしくお願 しいたしまして次の質問に入りたいと思 います。

土地利用構想についてということで、11日の全員協議会の中でも、本日の1番目の一般質問の中でも、過疎の部分で取り上げられておりましたけれども、具体的にどうこうというその決まる部分がまだ、今のところいい方向に動いているという部分もありますけれど

も、今後どうなるのかわからないということでございます。

そんな中で、町として財政的な部分が非常に厳しくなってくるのはもう予想されること
でございますので、そういった中で町との発展に向けての土地利用構想ということで、町
が考えられてる土地利用構想についてお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 企画課長。

○企画課長（古閑 敦君） 今後の町発展に向けての土地利用構想ということで、現在
本町におきましては、国土利用計画、また土地利用計画については、現在は作成はしてい
ない状況になります。これまでは農業振興地域整備計画や甲佐町開発行為等指導要綱に基
づく開発を推進しておりました。議員が言われるとおりに、現在の過疎地域自立促進特別
措置法が、令和3年3月末をもって期限が到来し、新法におきましては、本町の指定が外
れる見込みもでございます。

そのような状況下におきましても、将来を見据え、さらなる本町の発展につながる創造
的な取組みを行う必要があると考えております。そのためには、長期的なまちづくりの方
向性と社会情勢の動向など、総合的に踏まえた計画的な土地利用が必要であり、町長マニ
フェストにも掲げておられますけれども、土地利用の活性化、また、第7次総合計画にも
土地利用計画の策定というところも挙げているところです。

計画策定に向けて、今年度準備を行いながら、来年度から土地利用計画策定に向けて進
めていきたいというふうに考えているところです。以上になります。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、まあそういうことですね、来年度からは土地利用計画
の作成をということでございますので、その中で、今本町では農業振興地域ということで、
農振といいますけれども、農振の指定がある土地がございませども、そのあたりについ
てのその農振の除外というか、そういった部分については、町としてはどういうふうに考
えられておりますか。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） それでは、農振の除外についてちょっとお答えさせていた
だきます。

まず、農振の除外につきましては、農振の法律がございませんで、それに基づき除外を
していくという部分でございます。それと別に全体的な見直しというのもすべきである
というふうに考えております。全体的な見直しについては、平成25年度に行っておりますが、
その後、震災、熊本地震等の震災によって農地の状況が変化しておりますので、農振の全
体的な見直しについては必要であるというふうに考えております。

近年、法人が設立され、毎年新規就農者も生まれておりますので、町の農業を考えたと
きに、担い手が有効活用できる必要な農地については全力で守っていくべきであると思
います。

ただ、今後の甲佐町を考えた場合に、先ほどから出ておりますように、過疎地域指定が
除外された場合は、新たな収入の確保というのが求められ、その有効手段としての企業誘

致や住宅地開発などを行う場合、農地以外の土地にのみ開発箇所を求めるのは非常に難しいというふうに考えますことから、担い手が有効活用できる農地と、それ以外の農地に区分し、それ以外の農地については、弾力的に特例法等を駆使し、農地以外の用途に転用することも必要であると考えます。

それらを行うために、まずその基礎、ベースとなる農業振興地、農振計画を現状に合わせた計画にする必要がありますので、全体の見直しについても、来年度1年かけて準備を行い、令和4年からその見直しについて着手したいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） まあそういうことですね、平成25年に実施したということで、今のところ見直し等がまだ行われていないということで、令和4年度ということですが、先ほどお尋ねした土地利用計画も来年度以降ということで、そんな中で町としての部分はどういうふうに活用できて、農業については農地を守る部分であれば守っていくということでございますが、法人化もですね、ちょっとこの部分とはちょっと離れることで、お尋ねはいたしませんけど、私の考えとして聞いていただければと思うんですけど、農地を守るということで、法人化が進んでですね、集落営農か法人かということで、法人ということで収益を上げる組織ということだと私は考えております。そんな中で、甲佐の土地を利用した収益ができるような農産物をですね、作っていただきたいなという思いではございます。

そういう部分で、そこはですね、それはそれとして今後はしっかり考えていっていただきたいと思いますが、まああの、本町に考えてみれば、有効的な活用できる所が、白旗、乙女、竜野も一部ありますけども、ほぼ農地に部分が重なっているのではないかなということではございます。農振の見直しのほうも町の計画と。町の長期的な方向性をということで、土地利用計画の中でも町の方向性ということで、そういった部分で今後ですね、町の方向性のビジョンといいますか、しっかりとした、見据えたビジョンが必要になってくるのではないかなと思います。

そういった中で、今後、今からそういう土地利用については計画的な考えをされていくのかなと思いますけども、その中で一番の舵を取られるのが町長かと思います。この本町においてですね、甲佐町のこういった方向性、そういった土地を利用するに当たって、住宅開発をしていくのか、企業を呼ぶのか。また、農地をですね、今のままでより一層盛り上げるために特産品を開発するとか、そういった部分で何かしらしっかりとした、1個大きな目標に向かっていく必要があると思うんですよ。その中で、その、何をもってこの甲佐町の税収、収入に上げていくのか、そういった部分で町長のお考えをお聞きしたいと思いますけど。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 先ほどから土地利用構想の現状、それから今後のことについては、それぞれ企画課長のほうからと農政課長のほうから答弁をさせていただきました。そ

れと同時に、今日は過疎の話もずいぶんさせていただいておりますけれども、これまで過疎の地域指定を受けてた恩恵ですね、いろんな事業、例えば道路改良であったり施設の整備であったり、財政措置の高い過疎債を活用しながら事業を実施してまいりました。これが今回の新過疎法で仮に外れるとなった場合には、その重要、町の財源の重要な部分をですね、もぎ取られるような形になりますので、これはなんとか手を打たなくてはいけないという考えで、これまでもですね、質問の答弁としてお話をさせていただいたところでもあります。

そういった状況は、今後、指定を外れた場合に、これは一過性じゃなくって恒久的な状況になりますので、非常にこれは町の財政の安定化を考えた場合には、非常に脅威なお話になります。

そこで、歳出抑制は、これはもう当然誰もが考えることでありますけれども、そういったネガティブな考えじゃなくって、ポジティブに歳入のほうをいかにして確保していくのかと。その要するに過疎の過疎債を使えなくなったその代替財源をいかにして捻り出していくかということが非常に大事なことだろうと思いますので、そこで、この土地利用を考えていこうという発想であります。

で、農政課長も申し上げましたとおり、やっぱりいろんな手立て、構想を練るにも、町の確固たる考えがなくちゃ説得力がありませんので、企業誘致一つにしても、誘致できるその場所の提案とかですね、そういった場面についても、なかなか今、ご提示しにくいような環境もありますので、県といろいろ、県の担当のほうとお話する際にも、町にはこういった考えがありますよということを背中に持ってですね、いろんな交渉をしたほうが、相手方にも通じやすいというふうに思いますし、また、町の町内での統一した考え方にもつながっていくというふうに思います。

そこで、来年からですね、その土地利用構想の検討をまずやっていこうということでもあります。そのことによって、その計画の中で企業誘致であったり、それから、住宅開発としてのその適地であったりということにもですね、つながっていくことだろうと思います。

それと、地域振興課の担当の範囲になりますけど、ふるさと納税があります。これがなかなかこれまで思ったようにはいかない部分もあったんですけども、いろんな手立てをすることによって、今年度、過去最大のふるさと納税額が見込めるような状況になっております。これをさらに範囲を広げながら、なんとか億の単位までいくようなですね、そういう取り組みの努力を是非頑張ってもらいたいというようなことで、担当課のほうにも申し上げているところでもあります。

それと、来年度から国土強靱化の国の政策がまた継続してあるというか、新たな5年間の計画として始まります。で、町としてもこれまでいろんな内水のことで、その対応については議員の皆さん方からもご指摘をいただいておりますので、これについても町としてできることからやっぱり着手していくべきだろうと思っておりますので、そのへんに対する対応も考えなくちゃならないということで、課題はですね、たくさんありますけれども、一つ一つ、できることからと言うとおかしいんですけど、大きな考え方のもとで、そ

れを肉付けして予算化して事業化してやっていきたいというふうな思いであります。

ちょっとお答えになったかどうかわかりませんが、一応そういう考えでありますんで、是非議員各位にもご指導、またご協力いただければ大変幸いに思います。以上です。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、そういうことですね、本町を取り巻く環境というのが非常に厳しくなってくるということで、それはここにいらっしゃる誰しもが感じられてることかとは思いますが、そういった中でですね、今、町長に思いを聞いた分ではございますが、本来であれば、今からですね、その土地利用構想の中でどういうふうな町としてもっていくのかというのは検討していくということでございますので、しっかりとしたですね、町長がどういった甲佐町にしていくのかというのが再確認されるではないですけども、そういった部分の思いによって、たぶんこの町の計画というのがあると思います。

そういった部分で、それが来年度から話があると思いますので、そういった中でどういうビジョンを見つめていくのかというのが決まっていけばですね、我々議会のほうにもご提案されるのかなと思っておりますので、是非ともですね、それを楽しみにしていきたいと思っております。

で、今できることっていうのはですね、一生懸命皆で取り組んでいって、この甲佐町をですね、盛り上げていくしかないと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。簡単ではございますけども、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（宮川安明君） これで、7番、荒田博議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告者すべての質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日15日は、午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後2時20分

1 2月15日 (火曜日)

令和2年第4回甲佐町議会（定例会）議事日程

（第3号）

1. 招集年月日 令和2年12月11日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開議 12月15日 午前10時00分 議長宣告

1. 閉会 12月15日 午後2時44分 議長宣告

1. 出席議員

1番 甲斐良二	2番 甲斐高士	3番 田中孝義
4番 鳴瀬美善	5番 森田精子	6番 佐野安春
7番 荒田博	8番 宮本修治	9番 福田謙二
10番 井芹しま子	11番 宮川安明	12番 本田新

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 北畑公孝 議会事務局事務長 早崎伊津子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 渡邊友美	総務課長 北野太
企画課長 古閑敦	地域振興課長 荒田慎一
くらし安全推進室長 佐々木善平	税務課長 奥名雄吉
環境衛生課長 橋本良一	住民生活課長 藤井貴美代
健康推進課長 福島明広	福祉課長 岡本幹春
農政課長 井上幸介	建設課長 志戸岡弘
会計課長 渡邊友美	町民センター所長 中林健次
教育長 蔵田勇治	学校教育課長 吉岡英二
社会教育課長 奥村伸二	農業委員会事務局長 井上幸介
選挙管理委員会書記長 北野太	

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第61号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第62号 甲佐町スポーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第63号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第64号 甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第65号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第66号 甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第67号 工事請負契約の締結について
- 日程第8 議案第68号 財産の取得について
- 日程第9 議案第69号 西原飲料水供給施設指定管理者の指定について
- 日程第10 議案第70号 井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について
- 日程第11 議案第71号 柳瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第72号 広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第73号 打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について
- 日程第14 議案第74号 本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第75号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）
- 日程第16 議案第76号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第77号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第78号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第79号 令和2年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第21 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第22 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

1. 議事の経過

開議 午前10時00分

○議長（宮川安明君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

今定例会におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として議員、執行部及び事務局職員はマスクを着用することとしています。また、傍聴者におかれましてもマスク着用のうえ、指定された座席での傍聴にご協力をお願いいたします。

本日の議事日程を報告いたします。

本日の議事日程は議席に配布のとおりですので、朗読を省略します。

日程第1 議案第61号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第1、議案第61号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは議案第61号についてご説明申し上げます。

議案第61号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について。町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のように制定することとする。

令和2年12月11日提出。町長名でございます。

以下、条例案と提案理由を表示しておりますけれども、これについては別紙の説明資料によりご説明してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（北野 太君） はい、ありがとうございます。それでは、次の別紙です。ね、説明をいたします。

この条例の制定に至った根拠と背景につきましては、まず1番ですね。地方自治法等の一部を改正する法律が令和2年4月から施行されたことに伴いまして、条例で町長等の損害賠償責任の一部免責に関する事項を定めることで地方公共団体は首長や職員及び委員会の委員等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは賠償責任を限定し、それ以上の額を免責することができるようになりました。この法改正の背景といたしましては、住民訴訟等により首長や職員に対する高額な賠償命令事例の存在があり、また、平成24年の最高裁判決の個別意見等において、これらの増加等に伴う首長や職員への萎縮効果についての指摘などもあっていることから、今後の行政運営を円滑に行うためにも近隣自治体と同様に条例を制定するものでございます。

2番。条例案の内容につきましては、まず、町長等の損害賠償責任について、その職

務を行うにつき、善意かつ重大な過失がない場合、基準給与年額に、区分に応じた定める数を乗じて得た額を賠償責任を行う額から控除して得た額について免責いたします。中身については次の表に書いてありますとおり、まず1号としまして町長については定める数が6。

2号。副町長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員または監査委員が定める数が4。

3号。農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員または地方公営企業の管理者が定める数が2。

4号。町の職員、前2号に掲げる職員を除く、が定める数が1となっております。

免責額につきましては損害賠償の総額から条例で定める額、これが基準給与年額になります。これに、区分に応じた定める数を掛けた額ということになります。基準給与年額とは給与の一年分で、ただし扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これの手当は除くということになります。

下の図で書いてありますけども、損害賠償額が一番左側としましたら、これから町長は6倍ですので、この6つのマスが書いてあります。副町長、教育長等が4倍、農業委員会委員等が2倍、職員は1倍ということで、この破線の部分を免責するということになります。

なお、熊本県や近隣自治体の制定状況につきましては、熊本県が今年の6月の議会で議決されております。美里町が9月議会、それと御船町と嘉島町が今回12月議会に上程予定。益城町、山都町は次の3月議会に上程予定となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） 説明が終わりましたが、本案について地方自治法第243条の2第2項の規定により、監査委員に対して意見を求めています。お配りしております回答書の写しのとおり、本条例案は関係法令の制度主旨、目的に沿ったものであり、責任負担限度額も政令に定める参酌基準を適用しており、適正であるとの回答をいただいておりますので、ご報告いたします。

これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この背景のですね、説明の中でですね、住民訴訟等により市長やですね、職員に対する高額な賠償命令事例の存在がありというふうにありますけども、いろいろあるんでしょうけども、一つ二つ、ちょっとどういった事例なのかっていうのが分かればお願いを申し上げます。

○議長（宮川安明君） 総務課長。

○総務課長（北野 太君） はい、それでは長や職員に対する1億円以上の高額な損害賠償が命じられた事例ということで2、3点ご紹介いたします。

まず金額が一番多いのが神戸市、これは外郭団体に関する補助金ということで損害賠償

義務者は市長ということで、賠償額が55億3,966万円。これは議決により権利放棄ということになっております。ほかに、これは京都市ですね。についてはゴルフ場開発不許可処分とされた開発事業者との民事調停ということで、損害賠償の義務者は市長。賠償額が26億1,257万円。これは相続人が一部払い、残額は欠損処理ということになっております。身近なところで申しますと、バイオマス事業への補助金の支出。これは御船町でございます。損害賠償義務者は町長で9,279万円。これは控訴取り下げによる確定で賠償額の支払いについては町が提訴して、元町長に賠償命令がかかっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） はい、8番。議案第61号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてということでもありますけども、地方自治法ですね、法律の一部改正ということで、監査委員さんお出でじゃないですけども、監査委員さんの意見書の提出も勘案して、何ら異議なく同意することに賛成します。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第61号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第61号「町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第2 議案第62号 甲佐町スポーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第2、議案第62号「甲佐町スポーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） それでは議案第62号についてご説明を申し上げます。

議案第62号、甲佐町スポーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について。甲佐町スポーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例を次のように制定することとする。

令和2年12月11日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、甲佐町農林漁業者トレーニングセンターの社会教育施設への変更に伴い、地方自治法第228条第1項及び第244条の2、第1項の規定に基づき本条例を制定する必要が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町スポーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例でございますが、第1条から第21条までございまして、全文について説明をいたしますが、要点のみを詳しくご説明させていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（奥村伸二君） ありがとうございます。

まず、第1条、趣旨ということで、この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第228条第1項及び第244条の2第1項の規定に基づき、甲佐町スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の設置、管理及び使用料に関し必要な事項を定めるものとするとしております。

第2条は設置ということで、町民のスポーツ及びレクリエーションの推進を図るとともに、体力の向上と健康の増進に資するためにスポーツセンターを設置するとしております。

第3条は施設の名称及び位置でございまして、施設の名称は甲佐町スポーツセンターで、位置は甲佐町大字中横田429番地でございます。

第4条はスポーツセンターの管理について。

第5条は12月29日から翌年1月3日までの年末年始を休館日としております。

第6条は使用時間について、午前8時半から午後10時までとしております。

第7条は使用の許可についてでございます。

次のページをお願いいたします。

第8条は使用権の譲渡等の禁止。

第9条は本条例に違反した場合など、許可の取消し等についての条件でございます。

第10条は施設使用が終了した場合、ただちに原状に戻す現状回復義務について。

第11条は使用者が施設等を損傷や滅失させたときの損害賠償義務についてでございます。

第11条は使用料についてで、最後のページに別表で記載してございますので、のちほどご説明申し上げます。

第13条は使用料の減免、第14条は使用料の還付についてでございます。

次のページをお願いいたします。

第15条は施設の秩序を乱す者などの入場の禁止等。

第16条は特別設備についてでございます。

第17条の指定管理者による管理につきましては、スポーツセンターの施設管理は法第244条の2、第3項の規定により法人その他団体であっても町が指定する者（以下「指定

管理者」という。)に行わせることができるとなっておりますので、その内容についてでございます。

第18条は指定管理者の業務ということで、その具体的な業務内容でございます。

第19条は利用料金ということで、第12条の使用料の規定にかかわらず第17条の規定によりスポーツセンターの施設管理を指定管理者に行わせる場合は法第244条の2、第8項の規定に基づき、スポーツセンターの利用に係る料金を指定管理者の収入として利用者から收受することができるとなっておりますので、その内容等でございます。

次のページをお願いいたします。

第20条は指定管理者の現状回復義務についてでございます。

第21条は雑則となっております、この条例に定めるもののほか必要な事項は規則で定めるとしております。

附則といたしまして、1、この条例は令和3年4月1日から施行する。2、甲佐町農林漁業者トレーニングセンターの設置、管理及び使用料に関する条例。昭和59年甲佐町条例第15条は廃止するとしております。

最後に別表についてでございますけれど、区分、使用料1時間当たりの順に説明をいたします。スポーツ等530円、その他の催し物840円、入場料徴収及び営利を目的とする場合のスポーツ等3,680円、入場料徴収及び営利を目的とする場合のその他の催し物5,780円としております。

備考としまして、1、町外在住者または町外に所在する法人もしくは団体が使用する場合は使用料に定める額の2倍とする。2、使用時間が1時間に満たないときは1時間の額とするとしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番。今、課長のほうから説明をいただきましたけれども、一つだけお尋ねいたします。これは甲佐町農林漁業者トレーニングセンターという名称でございますので、建設当初はおそらく農林水産省の補助金を貰われて建設されたのかなという思いはありますけれども。今回外されたということですので、補助金の適正化法がございますと思いますけど、おそらく建設されたのが59年ぐらいかなという思いがありますが、何年、その管理期限ていいますかね、これが満了したんで今回外すというようなことなのかということでお聞きをしたいと思います。そのへんを説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは補助金の適化法の期間についてご説明申し上げます。議員おっしゃいましたとおり、トレーニングセンターについては昭和59年の建設となっております。補助金の適化法の期間ということで、35年期間があります。その期間について令和元年度、昨年度で期間が満了したということで今回、本来のかたちに戻すために社会教育施設のほうに移管するということでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。

田中議員。

○3番（田中孝義君） はい、3番、田中です。使用料についてですが、今までのトレーニングセンターとして使われたときの使用料金と変更はございますか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 使用料の変更についてでございますけれど、使用料につきましては現在総務課、財務係を中心にですね、公共施設の使用料及び減免の見直し等のプロジェクトチームが発足しております、その使用料や減免措置について町の各施設の実態に合った見直しが現在協議をされておりますので、その結果を待ったところで、その使用料については判断したいというふうに考えておるところであります。

今現在トレセンの使用料と一緒にございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時21分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 申し訳ございません。字句の訂正をお願いしたいと存じます。最後のページでございますけれど、附則の2番でございます、甲佐町農林魚業者とありますが、この「魚」が、これ、さんずいが漏れておりました、さんずいを入れたところの「漁」でございます。お詫びして訂正いたします。申し訳ございません。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

福田議員。

○9番（福田謙二君） はい、9番。今、使用料のことで出ましたけども、この使用料は各、今の町内の小中学校の体育館と同等の金額でしょうか。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） いえ、金額については違います。違うところでございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時23分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 使用料につきましてはですね、現在の小中学校の施設につきましては体育館は3時間までが1時間300円です。そのあと1時間増すごとに100円ということでございます。3時間までが300円、1時間増すごとに100円という使用料になっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。
質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。議案第62号、甲佐町スポーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について。提案理由にもありましたように甲佐町農林漁業者トレーニングセンターの社会教育施設への変更に伴う条例の制定であり、担当課長からの説明もありましたとおり、建設当初は農林水産省の補助事業により建設された施設でありましたが、補助金適正化法の法的な管理期間も終了し、かつ、今後多くの町民の皆さんがスポーツやレクリエーションの推進を通じ、体力の向上と健康増進に資するという建設本来の目的から逸脱するものではないことから、本条例の制定に何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第62号「甲佐町スポーツセンター設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号「甲佐町スポーツセンターの設置、管理及び使用料に関する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第3 議案第63号 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第3、議案第63号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、それでは、議案第63号でございます。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年12月11日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）が令和2年9月4日に公布されたことに伴い本条例を改正する必要があるため、この議案を提出するものでございます。

1枚おめくりください。次のページです。

甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。以下、条例の改正文がございしますが、内容につきましては一緒にお配りしております説明資料によってご説明させていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○税務課長（奥名雄吉君） ありがとうございます。では、議案第63号説明資料でございます。概要につきまして、平成30年の税制改正がございまして、これで令和2年1月以降に支払われます給与、それと公的年金等の収入に係る所得金額を計算する際の所得控除額がそれぞれ10万円引き下げられるといった改正がなされております。

次の表にございますように、まず給与の金額が一番低い区分における給与収入に係る額、所得控除の額について、改正前におきましては65万円でありましたが、改正後55万円とされております。公的年金等の収入に係る所得控除は65歳以上の方の場合が120万円から110万円に、65歳未満の方の場合70万円が60万円にそれぞれ引き下げられております。このように平成30年度税制改正の適用後におきましては、給与と公的年金等の所得金額を計算する際に、その収入金額から控除する額、所得控除額が10万円分少なくなりますので、その分所得金額が高くなるということになります。このことが国民健康保険税の軽減の判定を行う際に影響を及ぼす場合が出てまいりますので、この軽減判定所得の基準について見直しを行いまして、平成30年度の税制改正の影響を緩和するための改正を行うものというものでございます。

改正の内容といたしましてでございますが、国民健康保険税の軽減の対象となる世帯を判定するための所得の基準、軽減判定所得について、この下の表のように改正を行うものとなります。それぞれ基礎控除額部分を33万円でありましたものを43万円に一律10万円引き上げますとともに、給与所得及び公的年金等所得を有する被保険者と、これを給与所得者等ということとされておりますが、給与所得者等がある世帯については改正前の軽減判定所得の基準額に給与所得者等の数に応じて10万円を加算した額をその世帯における軽減判定所得にするというものでございます。この表にございます給与所得者等の数、繰り返しになりますが、といたしましては世帯主及び被保険者のうち給与所得がある者、または公的年金等所得がある者。ただし、給与所得と公的年金等所得の両方があっても、これは給与所得者等の数としては1名としてカウントするというものになります。

施行期日については令和3年1月1日、令和3年度以後の年度分の保険税の算定において適用するというものになります。

以上、議案第63号のご説明、以上のとおりでございます。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この改正によってですね、税収入はですね、どういうふうな、増減あるんでしょうけども、どのくらいのあれがある、見込みていいですかね、どのくらい考えておられるのかお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） 改正によりましたあとの国民健康保険税の税収についてのご質問でございますが、影響についてですが、これ、軽減判定所得に影響を及ぼします関係で、それぞれ軽減の区分が高くなる方、低くなる方がございます。その関係で12月1日現在で、その時点の被保険者で今の直近の所得で考えましたところでいきますと、軽減の判定が若干下がる方、その数のほうが若干多いようでございますので、その分、税収としては少し、上がるようなことは考えられますけれども、細かい計算につきましては今の時点でははっきり分からないということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 税収、総額としては上がるんですか。そこらへんについては、はっきり。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい、この改正につきましては、あくまでも軽減の判定をする場合の基準ということでございます。所得の控除がそもそも所得控除が下がっておりますので、その分です、軽減の判定で不利になる方がございますので、それを補正するといった改正でございます。ただし、その中で軽減の判定が下がって保険税が上がる方が何人か出てくるとお思いますので、その分の影響が若干あるということとっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。法改正によって、その分、控除額がそれぞれ10万円引き下げられたため、この軽減措置の緩和で控除基礎控除額を10万上げるという部分で、掛ける10万のその給与所得者数の数とか、そのあたりがちょっと分からないですけども、そのへんで変わってくるということなんですか。まだ、根本的にはその緩和がなってるんですかね。本来は多分その、緩和するためにその10万円基礎控除額が上げられてるんじゃないかなと思うんですけど、そのあたりがちょっと分からなかったんで。

○議長（宮川安明君） 税務課長。

○税務課長（奥名雄吉君） はい。この基礎控除額、給与所得控除と公的年金等所得の控除額が10万円下がるので、その分の所得が増える関係で保険税の税収に影響を及ぼすのではないかといったご質問だと思います。その分の影響が出てまいりますのが、給与と年金の方に関してはその分の影響が出てまいります、それ以外の収入から実経費を差し引いて申告をする方ですね、営業の方とか農業の方に関しましては保険税の基礎控除、所得割の算定をする場合の基礎控除が43万円、33万円から43万円に逆に上がってまいりますので、そういった方の保険税は若干下がってくると、税収が下がるということになる影響が出

てまいと思っております。給与の方と年金の方と両方ございますので、実際どれだけの影響が出るかについては今の時点ではですね、分からない。と、軽減の判定の関しての今回のこの条例は改正でございますが、その軽減の判定に関しましては議員おっしゃるとおり給与所得控除の方が所得が上がってしまいますので、そういった方が軽減判定で不利にならないような改正をしてあるということでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第63号、甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴い、改正がされました。で、国民健康保険税の納税者の意図せざる影響を緩和するための改正ということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第63号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第63号「甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

日程第4 議案第64号 甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第4、議案第64号「甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第64号についてご説明申し上げます。

議案第64号、甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものでございます。

令和2年12月11日提出。町長名でございます。

提案理由といたしまして、地方税法の一部改正に伴い本条例の一部を改正する必要が生

じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

甲佐町後期高齢者医療に関する条例（平成20年甲佐町条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則。この条例は令和3年1月1日から施行し、改正後の甲佐町後期高齢者医療に関する条例附則第2条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

次の次のページをお願いいたします。説明資料にて説明させていただきます。

改正理由については地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布され、地方税法の延滞金に係る規定が改正されたことに伴い、甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容については、地方税法に係る延滞金の特例基準に関する文言の見直しが行われたことに伴い、甲佐町後期高齢者医療に関する条例附則第2条を改正するものでございます。現行の条例では特例基準割合となっておりますが、改正後は延滞金特例基準割合に改めるものです。

割合についてですが、改正前の特例基準割合と改正後の延滞金特例基準割合にそれぞれ加算する割合は変わりませんが、改正前と改正後では基準となる計算期間が変更となっております。改正前は各年の前前年10月から前年9月までの期間を、改正後は各年の前前年9月から前年8月までを計算期間としております。

3、施行日は令和3年1月1日です。

4、適用区分についてですが、延滞金のうち、この条例の施行日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この説明資料の中でですね、この延滞金特例基準割合っていうのはですね、これは何パーセントなんですかね。その割合は特例も改正前も改正後も変わらないんでしょうけれども、その数字がちょっとどこにも出てこないの、ちょっとその点をお伺いします。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 井芹議員から、延滞金特例基準割合について、今の割合をとということですけれども、こちら延滞金特例基準割合は、改定後ということでもまだ期間が、割合を出す期間が後になりますので、すみません、改定前の特例基準割合についてお答えいたします。特定基準割合は、1.5%となっております。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） この現行と改正後の文言が違うだけだと思うんですけど、現行の特例基準割合の中に、もう延滞金特例基準というのがもともと入ってたけど、それを明文化して、延滞金特例基準割合という表示に代わったと判断してよろしいんですよ。

○議長（宮川安明君）

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 今回のこの条例改正につきましては、この次の議案、介護保険条例でも同じ内容で条例改正をお願いしておりますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

地方税法の改正で、先ほどありましたとおり、「特例基準割合」が「延滞金特例基準割合」に名称を変更された。それと、特例基準割合といいますのが、前前年の10月から9月までの分を12月15日に財務大臣が告示する。特例基準割合は、10月から9月まで。

延滞金特例基準割合につきましては、1カ月前倒しになりまして、9月から8月まで。期間が1カ月ずれております。大臣の告示につきましても、11月30日までに財務大臣が告示をします。で、計算期間の変更に伴って名称のほうも変更になっているという地方税法の改正でございます。以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。議案第64号、甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由にもありましたとおり、地方税法の一部改正に

伴う条例の改正であり、改正の内容といたしましても、地方税法に係る延滞金の特例に係る文言の見直し、それと担当課長の説明のとおりでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第64号「甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号「甲佐町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時51分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第5 議案第65号 甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第5、議案第65号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第65号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年12月11日提出。町長名です。

提案理由は、地方税法の一部改正に伴い本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例。甲佐町介護保険条例（平成12年甲佐町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合）を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。））」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年という。」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附則。この条例は、令和3年1月1日から施行し、改正後の甲佐町介護保険条例附則第6条の規定は、施行日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による、というものでございます。

説明資料を、新旧対照表の次に説明資料を付けておりますので、そちらのほうをご覧ください。

内容につきましては、先ほどの議案第64号と同一でございます。

先ほど、住民生活課長のほうから特例基準割合については1.5ということで説明申し上げたところですが、申し訳ございません。特例基準割合は1.6でございます。で、新年度、新年になりまして適用されます延滞金特例基準割合につきましてが1.5ということで予定がなされているところでございます。申し訳ありませんが先ほどの住民生活課長の答弁のほうは修正をさせていただきたいと思っております。

甲佐町介護保険条例の一部改正については以上でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 新旧の対照表の中でですね、この真ん中のほどに年14.6%の割合にあってはというふうにありますけども、この14.6%というのはどういった意味なんですか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 新旧対照表に14.6%及び7.3%というのを記載しております。説明資料のほうで見ていただきますと、延滞金につきましては、現在ですと特例基準割合に7.3%を加算したパーセントということになっておりますが、これは本則でいきますと14.6%。1カ月以内が特例基準割合に1%を足したパーセントということで規定しておりますが、これも本則でいきますと7.3%ということで、この14.6%。それと7.3%が市中金融機関の貸付金利等の低下で非常に利率が高すぎるというようなことがあって、本町における前回の条例改正を行っておりますが、そのときも地方税法の改正があって、市中金利に比べて非常に高すぎるということで見直しをされて、両方規定がありますので、いずれか低いほうの利率で適用するという考え方でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。議案第65号、甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例

の制定について、提案理由にもありましたとおり地方税法の一部改正に伴う条例の改正であり、内容といたしましても地方税法に係る延滞金の特例に関する文言の見直しが、その主な事項とすることも説明をいただきましたので、何ら異議なく本条例の制定に異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから議案第65号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号「甲佐町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案どおり可決されました。

日程第6 議案第66号 甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮川安明君） 日程第6、議案第66号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第66号についてご説明申し上げます。

議案第66号、甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年12月11日提出。甲佐町長名です。

提案理由といたしましては、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準、及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため、この議案を提出するものでございます。

次のページをお願いします。

甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成30年甲佐町条例第5号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下「主任介護支援専門委員」という。）」を、「でなければならない。」の次に「ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができる。」を加える。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ（3）に規定する」を削る。

附則に次の1項を加える。第3項、令和3年4月1日以降における前項の規定の適用については、前項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに介護保険法第46条第1項の指定を受けている事業所（同日において当該事業所における第6条第1項に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が、主任介護支援専門員でない者に限る。）については、第6条第2項」と、「介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項に規定する」とあるのは「引き続き、令和3年3月31日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附則。この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の附則第2項及び第3項の規定は、公布の日から施行するというものでございます。

新旧対照表の下に説明資料を付けておりますので、そちらのほうをご覧いただきたいと思っております。条例改正の概要ということで、改正内容につきましては省令の一部を改正する省令が公布されたことに伴いまして、まず1点目としまして指定居宅介護支援事業所の管理者要件の見直し。2点目としまして、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を猶予する経過措置期間の延長というものでございます。

管理者要件の見直しとしましては、不測の事態、本人の死亡や長期療養など健康上の問題、急な退職等により主任介護支援専門員の確保が著しく困難である場合には管理者を介護支援専門員とする取り扱いを可能とするものでございます。

2番目の管理者要件の適用の猶予につきましては、平成30年の改正におきまして令和3年3月31日まで猶予するというようになっておりましたが、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予するものでございます。猶予期間の延長というものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。これは何かその、人員の確保ができないってような要件があったため改正されたんですかね。で、期間がその、要は介護支援専門員から主任介護支援専門員を資格を取るための5年ぐらいいるということでございますので、その猶予があつて令和9年というような猶予期間を設けてあると思うんですけども、そういった何か事例があつて、こういう改正がなったのか、そのへんを教えてください。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 説明資料の改正内容の②のところにも記載しておりますが、事業所における人材確保がやっぱり非常に困難をきたしている。もともと介護職について、医療職もですが、現在人員の確保が難しいということで、期間の延長を国のほうで認められたと。で、本町におきましては7つの事業所がございまして、そのうちの2つの事業所が今回の改正の適用をまた受けて猶予を受けることになるだろうというふうに思いま

す。で、この2つの事業所につきましては、その資格要件を満たすようにですね、現在準備をされているということで聞いております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） よければその2つの事業所の名前を教えてくださいませんか。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 7つの事業所の中の2事業所ということでございますが、ちょっと、個別具体的な名称はちょっとここでの答弁は控えさせていただければというふうに思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第66号、甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、ただいま担当課長の説明により管理者要件の見直し等で人材不足を緩和するためというような要件で、本町にも2つの事業所が適用しているということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第66号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第66号「甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は原案どおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第67号 工事請負契約の締結について

○議長（宮川安明君） 日程第7、議案第67号「工事請負契約の締結について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） それでは、議案第67号についてご説明申し上げます。

議案第67号、工事請負契約の締結について。熊本甲佐総合運動公園野球エリア整備工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。

令和2年12月11日提出。町長名でございます。

- 1、契約の目的。熊本甲佐総合運動公園野球エリア整備工事。
- 2、場所。上益城郡甲佐町大字船津地内。
- 3、契約金額。1億7,512万円。
- 4、契約の相手方。甲佐町大字糸田1353番地1、株式会社清甲、代表取締役 奥名貴一。
- 5、契約の方法。指名競争入札。

提案理由については省略させていただきます。

次のページをご覧ください。

説明資料1として工事請負仮契約書の写しを添付しております。

次のページをご覧ください。

説明資料2に、今回の入札結果を添付をしております。

はい、次のページをご覧ください。

説明資料3の全体計画平面図及び詳細図に基づきまして工事の概要を説明していきたいと思います。熊本甲佐総合運動公園につきましては、平成30年度からサッカーエリア、テニスエリア、遊歩道などの整備を行っており、今回は赤着色しております野球エリアの整備を実施するものでございます。図面左下の詳細図をご覧ください。今回の野球場の規格は全日本軟式野球連盟公認の社会人、軟式野球の規格を採用しております。両翼がレフト側、ライト側ともに91.44メートル、センタースタンドまでが115.82メートルとなっております。

工事の概要につきましては、詳細図の茶色い部分、内野部に黒土混合土舗装3,483平米を行い、舗装の構成は右側の断面図のとおりで、路盤、再生クラッシュランを150ミリ。中間層、単粒度砕石150ミリ。表層については黒土50%と川砂50%の混合土150ミリで、表面には化粧砂を撒いて整備をいたします。緑色の部分、外野部には天然芝（高麗芝）を9,047平米整備をいたします。表層部に川砂と土壌改良剤を混合して200ミリの客土を施工し、路盤といたしまして再生クラッシュラン100ミリの断面構成となっております。詳細図で内野側と外野の緑色の点線部分がありますが、これは暗渠排水管でございます。パイの100から150です。右側の断面図のとおりでフィルター材にメッシュ状の暗渠排水管、延長が1,486メートルを施工し、外野の外周に浸透式の側溝197メートルを施工します。センター後方に集水桝を設置し、横断暗渠を通じて緑川へ雨水の排出を考えております。また、

グラウンドの勾配といたしましては、ピッチャーマウンドから外野方向へ0.5%の勾配が付いております。

安全対策といたしまして、野球場を取り囲む防球ネット及びバックネットとして内野側を高さ5メートル、外野側を高さ2メートルから4メートルの防球ネット420メートルを施工します。防球ネットにつきましては、内野側が転倒式で、外野側が拔差式で撤去ができる仕様となっております。防球ネットにつきましては、図面右下の構造図のとおりとなっております。

以上が工事の概要となります。

なお、工事施工の段階で変更を必要とすることが生じた場合、軽微な変更につきましては町長の専決により実施をさせていただき、工事が竣工する前までに変更契約の締結について議会へご提案させていただくということでご了解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ございませんか。

1番、甲斐良二議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐でございます。今回、サッカー場、それからテニスコートに続き、この野球場の工事のほうに取り掛かれるということですが、設計そのものではございませんが、関連ということで、トイレの問題についてお尋ねいたします。

ご存知のとおり土日になりますとサッカー場がものすごい賑わっておりますし、キッズの大会等がございますと、親御さん、それからおじいちゃんおばあちゃんの応援が来られます。よくお聞きするのがですね、トイレが少ないということでお聞きしておりますので、今後トイレの増設、野球場ができれば更にはですね、トイレ等の問題が出てくると思いますが、増設等の予定はございますでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、現在、サッカー場の運用をしておりますけれども、現在のトイレの使用については簡易トイレで運営をしております。管理トイレについては、社会教育課のほうで管理をしていらっしゃいますので、トイレの増設ということで、令和3年度に総合運動公園の管理棟を予定しております。で、管理棟の中でトイレは付いておりますので、そちらのトイレの数をご紹介したいと思います。男子トイレが小便器が5、大が3。女子トイレが5で、それと多目的トイレが1つを管理棟の中に設置をする予定でございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。この野球場は天然芝を利用されるということですが、天然芝とされた理由と天然芝の管理はどうかということでお尋ねします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、野球場の天然芝の管理ということですが、施工後につきましては社会教育課のほうで今後管理をされていかれますけれども、指定管理制度あたりを考えられていることと思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 芝の施工についてはかわまちづくりの協議会、当初から国交省のほうと協議をしながら、また、協議会のメンバーともですね、随分協議しながら最終的な計画を練ったということでありまして、それに基づいた計画ということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 私の質問がですね、十分聞き取れなかったのかと思いますけど、町長のほうからも説明いただきましたが、天然芝を採択されてるということについて分かったんですけど、管理のほうが大変だと思うんですが、管理の状況はどういうふうになっているかということで、もう1点お尋ねしたいと思うんですが。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） 天然芝の管理につきましてはですね、現在コロナの臨時交付金を使用いたしまして、芝刈り機の導入を図っているところでございます。既存のサッカー場のコートに1機、それから、今度芝刈り機を導入いたしますので、その2台で今後管理をしていく予定としております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 管理についてはですね、今、社会教育課長が答弁されましたが、芝刈り機で管理するということですが、ほかにもいろいろですね、やはり生き物ですから管理が必要だと思いますので、その点十分ですね、生育がきちんとできるように配慮をいただきたいというふうに思います。

それともう1点ですね、サッカー場が2面、今現在できております。土日大変賑わっていると思うんですけど、この野球場ができるということで更にですね、賑わいが増えるかと思うんですが、今トイレの問題も出ましたけど、やはり観客スペースの問題で、今、どうしてもですね、サッカー場を見る場合に上のほうからですね、見られてる保護者の方というのがいらっしゃると思うんですけど、道路沿いにですね、ずらっと並んで見ていらっしゃるんですけど、道路はですね、これ、美里に向かう一般の通行がある道路になってますので、向こうに向かう方がですね、農地になっておりますので、トラクターとか軽トラとかで運行する場合に、ちょっとこう、危険性を感じるというようなお話も聞きますので、そういったところをやっぴりこう、観客スペースをですね、やっぴりどうにかこう、道路と離れたところから見ていただくようなことができないかということでお尋ねでございます。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、運動公園の前の堤防上の道路についてですけども、これは国交省の堤防を利用した管理用道路となっておりますので、一般の農道とかそういうことではございません。で、観客のスペースにつきましてはですね、現在のところは野球エリア、サッカーエリアともにグラウンドの両側を利用するとか、堤防の法尻を利用するなどのことを考えております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） なんか今、一般の人が通る道路ではないというふうなお話だったと思うんですけど、あそこはもともと美里の、何ていうんですか、通称南原といいますか。そっちのほうに向かう、甲佐町から、農地を持ってる方もいらっしゃるんですけど、あそこを使われてるんじゃないかと思うんですけど、違いますか。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時44分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、先ほどの佐野議員のご質問に答えたいと思います。道路についてはですね、国交省の管理用通路と現在はなっております。で、農地のほうへ行かれる道は山側のほうに町道がございますので、そちらを通っていただくような方向をですね、そういった指示を、あと看板等分かりやすいことをやって行きたいと思います。

それと試合とか何かで観客のスペースがないということにつきましてはですね、堤防の法を利用してですね、現在そこに座って、今、法で座れませんけれども、今後ですね、階段等を利用した要望をですね、国交省のほうに町のほうからもやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 山側の道は町道として生きてるということだったんですけども、国交省はですね、あそこの裏のほうはですね、ずっと測量をしてですね、あそこはもうテトラポットとか災害用の資材置場とか施設を造るということになっているんですけども、そうした場ですね、あの町道っていうのは国交省っていうのはですね、どういうふうに考えているんですか。町ともそこらふきは協議はできてると思うんですけどですね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、現在のところは今の山側の道は町道でございます

けども、今、国交省で計画されております資材置場等について、そういったことは計画が実施になった場合にはですね、町道の付け替えあたりの、また協議をしていくこととなると思います。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番です。すみません、排水問題についてお伺いいたします。先ほどの担当課長のほうから説明がありましたけれども、暗渠排水の流れ先について、緑川のほうということでお聞きいたしましたけれども、その暗渠排水の高さの関係でいいですかね、堤防から緑川のほうに排水をかけるということだろうと思うんですけど、やっぱり暗渠排水はグラウンド面よりも1メートル近く下のほうを入れて緑川に出て行きますので、緑川の堤防よりも、の中に多分出るとは想定します。そうした場合に緑川の水位が上昇したときに逆流するようなおそれがあったら、その暗渠排水管の中に土砂等が堆積したら、その効果が発揮できないという思いがありますので、そのような緑川の水位が増えたときにでも水が逆流しないような方法はとられているのか一つお尋ねいたします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい。鳴瀬議員おっしゃるとおりで、グラウンドに出た水をですね、緑川に排出する際には護岸にですね、横断暗渠を設置しまして緑川の水位が上昇した場合には逆流防止といたしまして、フラップゲートの設置をですね、横断暗渠の中に設置して逆流防止を、対策をとっております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。この防球ネットなんですけれども、今のところ、同時並行で使うようなそんなことは滅多にないようなことを先ほどの感じで受け取ったんですけど、この内野側というか、5メートルの内側のほうですね、これは一応フェールとかで、そのサッカーをされているほう等に行く可能性とか、そのあたりは十分検討はされたと思うんですけども、この5メートルで大丈夫なのかなというのは、ちょっと思ったもので、それについてはどういうお考えでしょうか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、安全対策といたしまして内野側、サッカー場の隣と内野側はですね、5メートルとしましたけれども、大丈夫かということにつきましては5メートルが最大の高さでありまして、それ以上はできなかったということで5メートルを計画をしております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） 4番。あと一つだけです。これ野球場なんですけど、おそらく次年度がソフトボール場ということ聞いておりますけども、今年はコロナの影響でソフトボールの試合とか練習もほとんどできませんでしたが、来年はひょっとしたら郡体等もまた開かれるようなことがあるのかなとも思いますので、この野球場は今度施工されますので、ソフトボール場に比べて1年早くできあがります。で、そうした場合にソフトボールの、地元のソフトボールの試合とか練習とか、そういったのでここを利用するということができるのかをお尋ねさせていただきます。

○議長（宮川安明君） 社会教育課長。

○社会教育課長（奥村伸二君） はい、ソフトボールエリア、ソフトボール場の工事がまだできないということであればですね、この野球エリアでソフトボールの練習もできるような、工面をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 別の質問ですが、この野球場施設については照明設備はないんですかね。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、照明設備はあります。現在サッカー場側のほうには3基付いておりまして、今回ソフトボール場側のほうにもですね、設置をすることとしております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい、5番 森田です。議案第67号、工事請負契約の締結についてでございますが、先ほどから活発なご意見もあり、大変ここに期待感を持たれている部分というのはあると思います。ここは交流人口を増やして定住に繋げるという目的もありますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第67号「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第67号「工事請負契約の締結について」は原案どおり可決されました。

日程第8 議案第68号 財産の取得について

○議長（宮川安明君） 日程第8、議案第68号「財産の取得について」を議題とします。提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 議案第68号についてご説明いたします。

議案第68号、財産の取得について。甲佐町立小中学校タブレット端末等導入について下記のとおり財産を取得するものでございます。

令和2年12月11日提出。町長名です。

記。

1、取得する財産の表示。別紙一覧のとおり。

2、取得予定金額1億1,242万594円。

3、契約の相手方。福岡県福岡市中央区渡辺通り2丁目6番1号、株式会社NTTドコモ九州支社、執行役員九州支社長 齋藤武。

4、契約方法。随意契約、公募型プロポーザルということでございます。

提案理由につきましては、財産の取得について議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願いします。

財産の取得に関する内訳でございます。

項目の1からタブレット端末の本体、2としまして1の付属備品。3は電子黒板の接続用機器。4が3の付属品。5が遠隔授業用教師用ヘッドセット。6、管理用運用ソフト。7、その他導入経費、諸経費等も含んでおります。

昨日ですね、追加で配布しております仮契約所の資料の2枚目にですね、名称、規格や学校ごとの数量など詳しい内訳を記載しているところでございます。ご審議方よろしくお願いします。

以上です。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） 公募型プロポーザルということですがけれども、ほかに応募された業者はおられなかったのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、説明会のときはですね、NTTドコモ、本日、今回仮契約を出しておりますけれども、それとソフトバンクですかね。が、説明会はしておりますけれども、実際プロポーザルに参加されたのはNTTドコモ1社だけということでございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 今度、取得されるタブレット端末機等ですけれども、耐用年数はどれぐらいを想定されてるのでしょうか。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） 一応、契約がですね、5年となっておりますけれども、耐用年数が5年ということじゃなくて、そのあと電池の入れ替え等あるかもしれませんけれども、一応5年以上は耐用年数があるというふうに今のところは思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 佐野議員。

○6番（佐野安春君） 現在もこういった端末を使用しての学習ていいますか、勉強されてると思うんですけど、それはどうなっていくのでしょうかね。

それと、今の機器の整備費っていうのはどれぐらいだったのか教えてください。

○議長（宮川安明君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい。昨日の一般質問の甲斐議員のときも言いましたけれども、これから先もですね、学習の保障等、また、グローバル教育あたりについてですね、これは有効活用していきたいというふうに思っているところでございます。

それと、昨日、これも説明しましたが、一応1億6,300万程度をですね、予定して導入をしますけれども、またこれから約4,400万ぐらいかけてですね、する予定でございまして、これまでは今回ですね、1億6,300万、昨日説明した部分を導入したということでございます。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時01分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） はい、失礼しました。ただいまの佐野議員のご質問でございますけれども、まず若干、経緯をお話させていただきますと、当初ですね、21年度からパソコン教室にですね、児童・生徒用のパソコンを導入しておりますけれども、そのときに電子黒板をですね、全小中学校に1台ずつ購入してきた経緯がございますけれども、実際ICT教育に力を入れてやりだしたと、本格的に取り組みを شدしたのがですね、28年ぐらいからになります。28年につきましては先進地の視察でございますとか、ICT活用アドバイザーの派遣事業等を採択して勉強をしているというような状態でございます。29年度からですね、小学校の通常学級に電子黒板でありますとかプロジェクター型の電子黒板、それとパソコン等をですね、導入しております。それから年々ですね、それを増やしていったかたちになりますけれども、29年度から令和元年度までに電子黒板、それとタブレット、プリンターのリース料金、それを使用するための周辺機器の整備等を行っておりますけれ

ども、その総額がですね、5,140万程度になっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時03分

再開 午後1時03分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉岡英二君） それと、その後の活用でございますけれども、電子黒板についてはですね、そのままリースで使用するという、継続でね、リースを継続するというかたちでございます。

それと、パソコンについてはですね、通信方法も違いますし、もう段々古くなってまいりますので、今回ですね、すべて入れ替えて、購入で、タブレットを購入して、今までのやつは全部返却するというかたちでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） 1番、甲斐良二です。議案第68号、財産の取得についてでございますが、昨日、私も一般質問の中で詳細についてはお尋ねいたしました。今回取得されるタブレット等の機材がですね、GIGAスクール構想の名のもと、子どもたちの学びの保障にできるように期待をいたしまして、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第68号「財産の取得について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号「財産の取得について」は原案どおり可決されました

日程第9 議案第69号 西原飲料水供給施設指定管理者の指定について

日程第10 議案第70号 井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について

日程第11 議案第71号 柳瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について

日程第12 議案第72号 広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について

日程第13 議案第73号 打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について

日程第14 議案第74号 本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について

○議長（宮川安明君） 日程第9、議案第69号「西原飲料水供給施設指定管理者の指定について」、日程第10、議案第70号「井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について」、日程第11、議案第71号「柳瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について」、日程第12、議案第72号「広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について」、日程第13、議案第73号「打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について」、日程第14、議案第74号「本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について」、以上6件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、議案第69号から議案第74号までを一括して説明させていただきます。

議案第69号、西原飲料水供給施設指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

令和2年12月11日提出。町長名でございます。

- 1、公の施設の名称。西原飲料水供給施設。
- 2、指定管理候補者。上益城郡甲佐町大字西原709番地、西原水道組合組合長 西坂昭一。
- 3、指定期間。令和3年1月1日から令和7年12月31日まで。

提案理由は指定管理者の指定について地方自治法第244条の2、第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第70号、井戸江飲料水供給施設の指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

議案提出日、提出者名、指定期間及び提案理由につきましては議案第69号と同じですので、以後省略させていただきます。

- 1、公の施設の名称。井戸江飲料水供給施設。
- 2、指定管理候補者。上益城郡甲佐町大字安平849番地、井戸江水道組合組合長 西村孝生。

議案第71号、柳瀬飲料水供給施設の指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

- 1、公の施設の名称。柳瀬飲料水供給施設。
- 2、指定管理候補者。上益城郡甲佐町大字安平1173番地、柳瀬水道組合組合長 石坂鉄新。

議案第72号、広瀬飲料水供給施設の指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

- 1、公の施設の名称。広瀬飲料水供給施設。
- 2、指定管理候補者。上益城郡甲佐町大字坂谷246番地、広瀬水道組合組合長 三浦盛吾。

議案第73号、打出・川平飲料水供給施設の指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

1、公の施設の名称。打出・川平飲料水供給施設。

2、指定管理候補者。上益城郡甲佐町大字小鹿1358番地6、打出・川平水道組合組合長 木村孝則。

議案第74号、本坂谷飲料水供給施設の指定管理者の指定について、次のように指定管理者の指定をすることといたします。

1、公の施設の名称。本坂谷飲料水供給施設。

2、指定管理候補者。上益城郡甲佐町大字坂谷2536番地、本坂谷水道組合組合長 藤田豊。

指定管理者の指定を行う6施設はすべて令和2年第2回定例会において設置条例をご議決いただいた宮内地区の飲料水供給施設でございます。なお、指定管理候補者選定にあたっては、これら6施設は地域住民や地域住民で組織される団体が主に使用する目的で設置されているものでございますので、令和2年第3回定例会において一部改正のご議決をいただいた甲佐町公の施設の指定管理者の指定の手續に関する条例第5条の規定に基づき、非公募で候補者の選定を行わせていただいております。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。何かありませんか。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい。2番、甲斐です。今回ですね、宮内地区の飲料水供給施設6施設についてですね、指定管理者の指定を求めるものということで議案として提出されておられますが、今回この指定管理者を導入されることによって、これまでの管理運営ですね、そのあたりとどのような違いが発生するのかお尋ねしたいと思います。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。これまでとどう変わるかというご質問でございますが、これまでは6月に制定させていただいた条例の前の条で甲佐町水道給水施設等設置及び管理に関する条例の中に規定してあります、施設の利用者による組織に対し施設を管理委託することができるという規定に基づいて施設の管理を地区に委託しておったところなんでございますが、公の施設の管理運営を包括的に委託する場合は指定管理者による管理がより適切であると考えまして、今回このような手續を取らせていただいております。

施設の管理の内容については、従来と何ら変わるところはございません。

以上です。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。一つだけ。これは中山間の総合整備事業との何か関連性が、将来的に何か関連性が出てくるような事案になるんでしょうかね。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。中山間総合整備事業による営農飲雑用水ていうのを現在3カ年で実施するようになってるところなんですけれども、この6施設の中の打出・川平と西原と柳瀬がこの中山間の整備に該当いたします。また、打出・川平と広瀬の施設が水源を同じにしているんで、中山間で整備することによって広瀬も一緒の施設になることになると考えているところです。令和4年度までに一応中山間の整備は終わるという予定になっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） ありませんね。質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。討論並びに採決については議案ごとに行います。

最初に議案第69号「西原飲料水供給施設指定管理者の指定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい。2番、甲斐です。議案第69号、西原飲料水供給施設指定管理者の指定についてでございますけれども、ただいま担当課長のほうから説明がありましたように、よりよい管理運営の体制を構築するために今回指定管理者の指定を行われるものということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第69号「西原飲料水供給施設指定管理者の指定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号「西原飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案どおり可決されました。

次に議案第70号「井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

田中議員。

○3番（田中孝義君） はい。3番、田中です。議案第70号、井戸江飲料水供給施設指定管理者についてでございますが、先ほどの課長の説明ありましたように、宮内地区に対する安心安全な管理をする上での議案でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これから、議案第70号「井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号「井戸江飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案どおり可決されました。

次に議案第71号「柳瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。1番、甲斐良二です。議案第71号、柳瀬飲料水供給施設指定管理者の指定についてでございますが、前号同様、担当課長から説明がございましたとおり、よりよい施設のためということですので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第71号「柳瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について」を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号「柳瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案どおり可決されました。

次に議案第72号「広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。議案第72号、広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について、関連するほかの議案と同じく宮内地区への飲料水供給に伴う指定管理者の指定であり、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第72号「広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について」を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号「広瀬飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案どおり可決されました。

次に議案第73号「打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい。2番、甲斐です。議案第73号、打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定についてでございますけれども、よりよい施設運営になるためということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第73号「打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号「打出・川平飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案どおり可決されました。

次に議案第74号「本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について」、これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、甲斐議員。

○1番（甲斐良二君） はい。1番、甲斐良二です。議案第74号、本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定についてでございますが、先ほどからの説明のとおり、宮内地区のよりよい供給施設のためということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第74号「本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号「本坂谷飲料水供給施設指定管理者の指定について」は、原案どおり可決されました。

日程第15 議案第75号 令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）

○議長（宮川安明君） 日程第15、議案第75号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（北野 太君） それでは議案第75号についてご説明申し上げます。議案第75号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）。

次のページをお願いします。

令和2年度甲佐町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,067万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億2,976万7,000円とする。第2項、

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正による。

令和2年12月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

国庫支出金から8,200万4,000円を減額し、30億1,300万6,000円としています。1の国庫負担金から3の委託金までです。

款17県支出金に2,895万4,000円を追加し、8億260万2,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。

款19寄附金に1,400万円を追加し、3,400万1,000円としています。1の寄附金です。

款20繰入金に1,492万7,000円を追加し、5億2,078万5,000円としています。1の基金繰入金です。

款22諸収入に1,914万8,000円を追加し、9,550万9,000円としています。4の受託事業収入、5の雑入です。

款23町債から5,570万円を減額し、12億5,772万9,000円としています。1の町債です。

歳入合計。補正前の額96億9,044万2,000円から6,067万5,000円を減額し、96億2,976万7,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1議会費に2万円を追加し、7,726万6,000円としています。1の議会費です。

款2総務費から1,072万9,000円を減額し、21億4,309万5,000円としています。1の総務費管理費から3の戸籍住民登録費までです。

款3民生費に2,198万円を追加し、21億2,207万円としています。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4衛生費から152万6,000円を減額し、6億3,899万3,000円としています。1の保健衛生費です。

款5農林水産業費に3,373万5,000円を追加し、3億3,434万2,000円としています。1の農業費です。

款6商工費から747万4,000円を減額し、1億9,728万7,000円としています。1の商工費です。

款7土木費から1億2,437万3,000円を減額し、12億801万3,000円としています。1の土

木管理費から4の住宅費までです。

款8消防費に1,981万円を追加し、3億3,343万4,000円としています。1の消防費です。

款9教育費に1,359万7,000円を追加し、12億8,418万3,000円としています。2の小学校費から次のページの5の保健体育費までです。

款11公債費から571万5,000円を減額し、9億5,894万5,000円としています。1の公債費です。

歳出合計。補正前の額96億9,044万2,000円から6,067万5,000円を減額し、96億2,976万7,000円としています。

次のページをお願いします。

第2表、繰越明許費です。

説明につきましては款、項、事業名、金額の順でいたします。

まず、款2総務費項1総務管理費。防犯灯設置事業、100万円です。

款7土木費2道路橋梁費。道路維持事業、1,257万6,000円です。同じく2道路橋梁費。道路新設改良事業、4億793万9,000円です。項3河川費。河川浚渫事業、400万円です。項4住宅費。住宅耐震改修事業、610万円です。同じく町営住宅建替事業、4億5,716万8,000円です。同じく乙女第3仮設団地みんなの家移築事業、1,778万7,000円です。同じく市道復旧事業、1,000万円です。同じく被災宅地復旧事業、5,000万円です。同じく土砂災害危険住宅移転促進事業、300万円です。

款8消防費項1消防費。下横田地区浸水対策事業、5,200万円です。

款10災害復旧費項2公共土木施設災害復旧費。公共土木施設災害復旧事業、1億100万円です。

次のページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正です。

1の追加です。説明は事項、期間、限度額の順でいたします。

事項が、議会会議録筆耕翻訳料、期間が令和3年度、82万4,000円です。

自治体委託業務等災害補償保険料、令和3年度、33万7,000円です。

指定金融機関業務委託料、令和3年度、308万円です。

口座振替データ伝送委託料、令和3年度、59万4,000円です。

庁舎等の定期・特別清掃及び環境衛生管理委託料、令和3年度、564万3,000円です。

庁舎等の設備保守業務委託料、令和3年度、844万円です。

庁舎等燃料費、令和3年度、503万6,000円です。

連結財務諸表作成業務委託料、令和3年度、210万円です。

庁舎等コピー機使用料、令和3年度から令和7年度まで、1,450万円です。

固定資産税・土地評価業務委託料、令和3年度から令和5年度まで、1,594万5,000円です。

放課後児童健全育成事業委託料くるみクラブ、令和3年度、350万円です。

子育て短期支援事業委託料、令和3年度、26万2,000円です。

次のページをお願いします。

ファミリーサポートセンター事業委託料、令和3年度、108万円です。

地域子育て支援センター事業委託料、令和3年度、206万円です。

観光パンフレット作成業務委託料、令和3年度、220万円です。

ふるさと甲佐応援寄附金運営事業、令和3年度、1,333万3,000円です。

小学校コピー機使用料、令和3年度から令和7年度まで、2,125万円です。

安津橋健康広場グラウンドゴルフ場指定管理委託料、令和3年度、360万円です。

次のページをお願いします。

第4表、地方債補正です。

1の追加です。

起債の目的、緊急浚渫推進事業債、限度額が530万円、起債の方法は証書借り入れ、または証券発行。利率、年5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行ったあとにおいては当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、また繰り上げ償還もしくは低利債に借り替えすることができる。

2の変更です。説明は起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額でいたします。

起債の目的。過疎対策事業債から261万円を減額し、7億340万円としています。

次が公営住宅建設事業債から3,490万円を減額し、2億6,450万円としています。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。まず最初に、歳出について質疑をお願いします。16ページ、款1議会費から20ページ、款6商工費まで。議会費から商工費まで質疑をお願いいたします。16ページから20ページまでです。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） 20ページ、商工費の中で、ふるさと甲佐応援給付金という項目がございますが、昨日も議事場で町長も、これ触れられましたが、金額等が分かれば、今、どれだけ納税があつてゐるかということを教えてください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、ではお答えいたします。11月末現在でお答えしたいと思います。11月末現在で3,989万2,000円でございます。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） はい。私も今のところの同じ質問で、今年そのように昨年度より増えていると、かなりの額が増えてるというんですけども、その何か要因ていうか、なぜ、こう増えたのかとか、そういったふうには、担当のほうではどのように分析されておられるのか、その点をお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、令和2年度ふるさと納税が増えた分の要因はということでお答えしたいと思いますが、これにつきましては、肉類。返礼品ですね、肉類の充実と併せまして、毎月商品が届く定期便等の開発を行った部分で増えたというふうには考えているところです。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 私が聞いたことは、今回コンサルが変わったとか、というような話、ちょっと聞こえてきて、これまでよりPRだとか、特にSNSあたりでの発信が非常に多くて、これからももっと広がるんじゃないかなというようにことをちょっと聞いたんですけども、その点についてはどうなのでしょうね。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい。委託業者が令和2年度からは変わっております。議員おっしゃるとおりPRですね、町内の業者さん、返礼品を提供していただく業者等との連携もですね、よくとられていて、そのへんのことで商品開発または商品等の返礼品も増えてきたと、種類の数も増えてきたという部分もありますし、新たに新規サイト等ですね、打診だったり、そういう提案等もあっておりますので、そのへんで金額が増えたというふうにも考えております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番です。同じページのところなんですけれども、20ページの上の、農林水産業費です。節の18の負担金補助及び交付金の中で248万1,000円ほど土地改良事業への補助金が増額となっておりますけれども、私も一般質問の中で土地改良区の補助とかということで一般質問させていただいた経緯がございますので、それに関連するような、これは土地改良、町単土地改良事業への補助金の増額というふうに思っておりますので、具体的な、どういった内容への補助金なのかを、ちょっと説明をいただきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは町単土地改良事業補助金についてご説明申し上げます。今回、補正をあげておりますのが、すべて7月の豪雨等で被災を受けたところを土地改良区、それと行政区が復旧する部分についての町の3割補助というところになっております。具体的な箇所としましては、まず1点目ですが、西寒野区、鹿生田堰の水道がございます。そこのところの釈迦院側から水が入ってくるというところで、そこの防水壁のかさ上げ、これについて1件でございます。それと世持区のほうで用水路の改修工事、それと麻生原堰土地改良区のほうで堰の取水ゲートの改修、それと府領の幹線水路の復旧、以上が今回あげているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） はい、5番、森田です。19ページの農林水産業費の5の3の農業振興費の中の負担金補助及び交付金のところなんですけども、農機具導入補助金と担い手づくりの支援交付金が今回1,000万円以上があげられておりますけれども、その内容について分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、それでは農機具導入事業の補助金、それと担い手づくり支援交付金、この2つについてご説明させていただきます。

まずは農機具導入事業の補助金でございますけれども、これにつきましては、今回計上しておりますのが熊本県の単県補助の部分でございます。要望調査をしまして、それで申請を出して、今、内諾が付いた段階で今、予算化しているというところでございます。具体的に、今回、出しておりますのが、農事組合法人津志田、これが乗用管理機。それと農事組合法人アグリたぐち、これがトラクターが2台でございます。それと農事組合法人ファーム吉田、これが大豆コンバイン、この分について今回補正をあげているところです。

それともう1点でございますけれども、担い手づくり支援交付金でございます。これにつきましては7月の豪雨災害で中山地区の農道立野線という路線がございます。そこの法面が崩壊して、そこの下、法面の下にアクアグリーン熊本というところがハウスで3町作っておられます。そこのハウス6棟が被災しております。もちろん天災でございますので、農道の復旧については災害復旧事業で対応できますが、ハウスについてはその災害復旧事業が適用されないというところで、アクアグリーン熊本さん自らが国・県・町の補助事業を使って復旧されると、それについての負担金の合計額を今回計上しております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 2番、甲斐議員。

○2番（甲斐高士君） はい、2番、甲斐です。16ページの企画費ですけれども、定住促進助成金、減額で635万円ということで計上されております。定住助成金の補正にしてはけっこう減額が大きいかなと思って、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宮川安明君） 地域振興課長。

○地域振興課長（荒田慎一君） はい、これにつきましては令和2年度の確定分がもう確定しましたので、その分が585万円というふうなかたちになっております。あと残りの635万については、昨年度、今年度にかけて新築の予定の部分を計上しておりましたので、その部分の減額というかたちになっております。

以上になります。

○議長（宮川安明君） 議会費から商工費まで質疑をしております。ほかにありませんか。ありませんね。

次に21ページ、款7土木費から24ページ、公債費までです。21ページから24ページまで質疑をお願いいたします。

森田議員。

○5番（森田精子君） はい、5番、森田です。21ページの土木総務費の中の負担金補助及び交付金で500万ほど県補助金負担金というかたちであげられておりますけれども、この事業名と金額が何か所かあると思うんですけれども、その内容についてご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それではお答えいたします。県事業負担金につきましては、県の事業に伴いまして町が負担する部分ですけれども、県道三本松甲佐線道路改良事業において上揚団地周辺の道路改良拡幅工事を県が予定されておりますが、その事業推進に伴います追加分ということで新たに426万円の追加。それと、県道稲生野甲佐線道路維持工事について、こちらは側溝整備についてですけれども、75万円の追加となっております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 森田議員。

○5番（森田精子君） はい、5番、森田です。稲生野甲佐線の場所は分かりますか。どの付近かっていうのは。浅井とか。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、県道稲生野甲佐線のとこの道路整備工事につきましては、上早川2区の井藤商店あたりのとこだと聞いております。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） 土木費から公債費まで質疑をしております。21ページから24ページまでです。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。22ページの河川費の河川浚せつ工事200万についてと、同ページの消防費の水防費の中で内水対策施設整備工事3,200万、この2つについてご説明をお願いします。

○議長（宮川安明君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、それではお答えいたします。まず、総務費の河川総務費の河川浚せつ工事につきましては、当初予算で200万、今回増額で200万で、合計400万円の事業費を持っております。毎年、町が管理する河川について浚せつ工事を行いますけれども、今回は緊急浚渫推進事業債といって浚せつする事業についてですね、起債が使われますので、若干多めの計画としております。竜野地区のですね、河川名で言いますと、竜野地区の宮ノ尾川、それと南谷川、これ甲佐地区ですけども、湯田川、目野川、山出川、内田川、立神川などを計画しておりますけれども、現在、詳細の、体積土砂あたりの調査をやっておりますので、若干計画も変わる事となることと思います。

それと、水防費の14工事費の3,200万、内水対策施設整備工事費につきましては、こちらにつきましては、甲佐町の浸水対策事業としまして下横田地区の緑川団地と、麻生原団地が現在、浸水被害が頻繁に起きていることによって、同団地で作っております調整池2

カ所でございます。それと、そこの調整池から排出される内田川につきましても越水の現象が起こって周辺住宅が浸水をしております。それと、また周りには企業も進出され、老人ホーム等もできておりますので、こちらの浸水した水をですね、緑川のほうへ強制的に排出する施設、釜場を作りまして、堤防越しにですね、排出する施設を今年度計画をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

次に、歳入全部について質疑をお願いします。歳入全部です。11ページから15ページまで、歳入全部についての質疑をお願いいたします。

本田議員。

○12番（本田 新君） 14ページに、雑入にあります、ここに488万円多面的機能支払交付金の返還金ということで雑入で入っております。このことについては本議会の冒頭に全員協議会の中で詳しく私どももこの経緯については聞かされております。上豊内地区の資源保全会の中での、この運営にあたって、瑕疵があって、問題があったということでありました。ただ、全協の話を聞いておりますと、どうして行政区内または資源保全会の中の話合いの場の中で、また、そこに町の行政指導なりが入って行って、その中で問題が解決されなかったのか、残念でしょうがありません。県に対して異議申立てをされ、また新聞等に掲載されたということになって、結果がこのような488万円という返還金が生じてしまいました。また、更に言うならば、町のほうには多分、会計検査など厳しい調査が入るようなときはそれに対応しなければなりませんし、もっと言うならば、これを機に上豊内地区の資源保全会は解散をされるというようなことも聞いております。まちづくりによって、また上豊内地区の地域づくりにおいて多大なマイナスが生じたのではないかというふうに思います。そこで、どういう、地域内での人間関係が問題なのか、それとも、どうしてもいろんな説得しても分からなかったのか、そここの原因はよく、こう申立てをされた方の御仁のことを私存じ上げておりませんので分かりませんが、最後に質問させていただくとするならば行政当方、担当課としては、真摯にこの問題に地域に赴いて解決に向かわれたと言われるのか、どういった対応を取られたのか、その点だけを最後に確認をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（宮川安明君） 農政課長。

○農政課長（井上幸介君） はい、上豊内の資源保全会に対することでございますが、ことの詳細に関しましては、先だつての全員協議会の中で説明したとおりでございます。ここに至った経緯等についても説明しておりますが、その前の段階で町のほうといたしましても、これを、上豊内資源保全会、それと疑義申立て者の方、両方に不利益が被らないように、特に上豊内に関しては返還金が少なくすむようになっていう、そういうかたちも取られて何回も足を運んで話をしております。町が中に入って両者を合わせたこともありますし、何回もヒアリングをしております。農政課としましては、もうできる限りのことをしたと、そういうふうに思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 全員協議会のところで、これからの動きについては言われております、今後のスケジュールということであっておりますし、この480万のこの雑入をどのように持って行くかは、これからのことだろうと思っておりますので、一つ真摯に対応していただいて、ただ、この問題はやっぱり町全体の問題としてですね、一行政区をただ救うと、そういったことではあってはならないと思っておりますし、一つ、適正なね、対応を取っていただいて、この問題の最後の解決へ向かっていただきたいということだけを訴えておきます。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 答弁を求めておりませんでしたけども、今回のこのことについて、町長としてのご所見を、今の考え、また、これからのことについてもぜひ町長のお考えをお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 今回の件については、経緯等については、これまで議員各位にも説明申し上げたとおりだというふうに思います。結果として、返還金が生じるような事態になったことは非常に残念でありますし、また、今回の件が他の多面的機能のいろいろな事業されているところまで影響を及ぼすということにもなりますので、非常に今後、町としてこういった事業を進めて行く上で、必ずしもこれプラスの材料にはならんというふうな思いを持っております。本来、その取り組まれた上豊内の資源保全会のほうでも、この前申し上げましたけどですね、悪意を持ってっていうようなお気持ちはおそらくなかったんだろうと思っておりますけど、結果としてこういう結果になってしまったということで、町としての今後の考え方等も問われましたけれども、先だってもお話し申し上げておりますとおり、まずはこれまでのことをやっぱり、きちんと整理した上で総括しながら町としてどうするかというような対応を考えなくちゃならんだろうというような思いは持っております。詳細については、ちょっと今ここでどうしますっていうことは、なかなか申し上げにくいので、それは控えさせていただきますけれども、これまでも、何度も言いますけれども、総括しながら対応していくということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

最後に、本予算全部について質疑をお願いいたします。本予算全部です。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

宮本議員。

○8番（宮本修治君） 議案第75号、令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）で

ありますけども、今の、ただいまの質問等もですね、出尽くしたと思いますけども、この補正予算書によりますと、増減はありますけども最終的には減額と6,000万前後の減額ということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第75号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」を採決します。本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号「令和2年度甲佐町一般会計補正予算（第8号）」は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

○議長（宮川安明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境衛生課長より先ほどの答弁ですすけども、答弁の訂正の申出がっておりますので、これを許します。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい。先ほど飲料水供給施設の指定管理者の指定についての議案の中で、鳴瀬議員のご質問に対しまして中山間総合整備事業営農飲雑用水の整備期間を令和4年度までと説明申し上げましたが、現計画では令和6年度までとなっております。申し訳ありません。お詫びして訂正いたします。

日程第16 議案第76号 令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮川安明君） 日程第16、議案第76号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第76号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ953万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,721万円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は第2表、債務負担行為によります。

令和2年12月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款1国民健康保険税から943万1,000円を減額し、2億4,211万9,000円としております。

1の国民健康保険税です。

款3国庫支出金に22万3,000円を追加し、152万9,000円としております。1の国庫補助金です。

款4県支出金に1,800万円を追加し、10億8,489万1,000円としております。1の県補助金です。

款7繰入金に74万7,000円を追加し、1億6,883万8,000円としております。1の一般会計繰入金、2の基金繰入金です。

歳入合計。補正前の額15億767万1,000円に953万9,000円を追加し、15億1,721万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1総務費に13万9,000円を追加し、3,203万5,000円としております。1の総務管理費、2の徴税费です。

款2保険給付費に1,810万円を追加し、10億6,482万9,000円としております。2の高額療養費、5の葬祭諸費です。

款8予備費から870万円を減額し、307万9,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額15億767万1,000円に953万9,000円を追加し、15億1,721万円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。

事項、被保険者資格情報等管理業務委託料。期間、令和3年度。限度額、26万6,000円です。

今回の補正の主なものは、国民健康保険税の収入見込額の減額と一般被保険者高額療養費の増額補正になります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部です。

井芹議員。

○10番（井芹しま子君） この保険税の減額なんですけれども、これについては、今、おっしゃいましたけど、今期の予想なんです。今までというわけじゃなくて、今期の予

想がこれだけになるだろうということなんですね？

○議長（宮川安明君） 住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） はい、今回の保険税の減収見込みについては、今期の保険税の減収見込みということで減額補正であげております。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） はい、7番。議案第76号、令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございますが、ただいま担当課長の説明によりますと、国民健康保険税の減収と高額療養費の増額ということで953万9,000円の増額補正ではございますが、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第76号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号「令和2年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第77号 令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川安明君） 日程第17、議案第77号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 議案第77号、令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度、甲佐町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ567万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,504万円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和2年12月11日提出。甲佐町長名です。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款5国庫支出金に501万円を追加し、3億9,743万2,000円としております。項2、国庫補助金です。

款8繰入金に66万円を追加し、2億6,599万9,000円としております。項1、一般会計繰入金です。

歳入合計。補正前の額16億2,937万円に567万円を追加し、16億3,504万円としております。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款1総務費に131万9,000円を追加し、4,749万4,000円としております。項1、総務管理費です。

款4地域支援事業費は、財源内訳の変更のみですので、補正額はゼロ円となっております。

款8予備費に435万1,000円を追加し、3,169万円としております。項1、予備費です。

歳出合計。16億2,937万円に567万円を追加し、16億3,504万円としております。

今回の補正につきましては、歳入におきまして、保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金の金額の確定に伴います歳入の増、並びに介護保険システムの改修が今年度中に必要となっておりますので、その改修に伴います歳入歳出の補正をお願いしているところです。

説明については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。本予算全部についての質疑をお願いします。本予算全部について質疑をお願いいたします。

佐野議員。

○6番（佐野安春君） はい、6番、佐野です。ただいまの福祉課長から説明がありました保険者機能強化推進交付金と保険者努力支援交付金、このことについて、ちょっと説明をもうちょっとお願いしたいと思いますが。

○議長（宮川安明君） 福祉課長。

○福祉課長（岡本幹春君） 6ページ、歳入の明細のところに保険者機能強化促進交付金、保険者努力支援交付金とありますが、俗にインセンティブ交付金ということでご説明をしていたかと思えます。先進的な取り組み、また、他の模範となるような取り組み、点数化して全国の保険者に予算の範囲内で配分をされるというものの、額の確定がしましたので、そのことについて今回補正をお願いしているものでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

鳴瀬議員。

○4番（鳴瀬美善君） はい、4番。議案第77号、令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正額で567万円の増額ということでございます。補正内容につきましては、交付金の決定並びに介護保険事業の制度見直しに伴うシステム改修に係る補正等でございますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第77号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号「令和2年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第78号 令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（宮川安明君） 日程第18、議案第78号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（藤井貴美代君） 議案第78号、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

令和2年度甲佐町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,569万円とするものです。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

令和2年12月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款7国庫支出金に3万9,000円を追加し、3万9,000円としております。1の国庫補助金です。

歳入合計。補正前の額1億6,565万1,000円に3万9,000円を追加し、1億6,569万円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1総務費に3万9,000円を追加し、157万1,000円としております。1の総務管理費、2の徴収費です。

歳出合計。補正前の額1億6,565万1,000円に3万9,000円を追加し、1億6,569万円としております。

今回の補正は、平成30年度税制改正に伴う後期高齢者医療システム改修に係る歳出の増額となります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。本予算全部についての質疑を行います。本予算全部について質疑をお願いいたします。ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

荒田議員。

○7番（荒田 博君） 7番。議案第78号、令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございますが、システム改修委託料の増額ということで、3万9,000円の増額補正ではございますが、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第78号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第78号「令和2年度甲佐町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第79号 令和2年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（宮川安明君） 日程第19、議案第79号「令和2年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 議案第79号、令和2年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

総則第1条、令和2年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

収益的収入及び支出。第2条、令和2年度甲佐町水道事業会計予算（以下「予算」と言います。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正いたします。以下、科目、既決予定額、補正予定額の順で説明させていただきます。

収入です。

第1款、第1項、営業収益1億5,273万1,000円に100万円を追加し、1億5,373万1,000円としております。

支出です。

第1款、第1項、営業費用1億3,862万1,000円に73万3,000円を追加し、1億3,935万4,000円と。第2項、営業外費用1,477万9,000円から143万6,000円を減額し、1,334万3,000円と。第4項、予備費863万4,000円に170万3,000円を追加し、1,033万7,000円としております。

次のページをお願いします。

資本的支出、第3条、予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正いたします。なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,662万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額781万円、過年度分損益勘定留保資金6,168万円及び当年度分損益勘定留保資金713万6,000円で補てんするものといたします。

支出です。

第1款、第1項、建設改良費6,983万4,000円に1,680万円を追加し、8,663万4,000円としております。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第7条で定めた金額を次のとおり補正いたします。

第1号、職員給与費2,279万1,000円に73万1,000円を追加し、2,352万2,000円としております。

令和2年12月11日提出。町長名です。

なお、3ページから10ページまでに予算説明資料を添付しております。今回の補正は主に老朽管布設替及び配水管新設の工事費の増による建設改良費の増額補正でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（宮川安明君） これより質疑を行います。本予算全部について質疑をお願いいたします。

本田議員。

○12番（本田 新君） 建設改良費の1,680万について説明をお願いいたします。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、実施設計を行いましたところ、予算編成時に見

積もった額よりも設計価格が上がったことや、道路改良工事に伴いまして、老朽管布設替工事を急ぎよ行う必要が出たということなどによります。道路管理者との協議、今後も密にして、このようなことがないように努めていきたいと思っております。

○議長（宮川安明君） 本田議員。

○12番（本田 新君） 別にそんな、心配なさるようなことではないと私は思っております。ただ、1点だけですね、本予算に係わるのかどうか分かりませんが、今度、芝原のほうに団地ができるということで、農道のほうからでしょうか、水道管がこう、引張られて用水路を越して中に入れられておると、それはそれで問題ないとは思いますが、その道路のところには何かこう、20センチぐらいポコッとこう、端のほうで、ゆうと端ではあるけれども、20センチぐらい高くなってしまっていて、こう、水道管を用水路の上で、中に入れるような工事をしてあるんですよ。で、そういったやっぱ20センチもこう、何か車だったら乗り上がりそうな高さ、大きさでありますので、その点についてはその地域の同意だとか、そういったところはちゃんと、区長さんをはじめ、地域の方々のそういうのを、同意っていうか、了解は得られておられるのか、その点はちょっとお聞かせください。

○議長（宮川安明君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） はい、ご質問のありました場所につきましては、開発業者のほうでは当初、水道の底を通すというような計画をされておったんでございますが、底を掘ってしまったら、漏水等の危険があるのではないかというふうな地区からの不安の声がありまして、上を渡すということになりました。工事が終わりました、環境衛生課と農政課でも現場のほうを見させていただいて、ちょっとこれでは危ないということで手直しの指示をさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（宮川安明君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本田議員。

○12番（本田 新君） はい、議案第79号、令和2年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」でありますけれども、本予算、何ら異議なく賛成をいたします。

○議長（宮川安明君） これで討論を終結します。

これから、議案第79号「令和2年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」を採決します。

本案は原案どおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議案第79号「令和2年度甲佐町水道事業会計補正予算（第1号）」は原案どおり可決されました。

日程第20 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第21 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第20「総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、日程第21「産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」、以上の2件については一括議題とします。

お手元に配布のとおり、総務文教・産業厚生 of 2つの常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。ただいま申し出の2つの常任委員会からの申出書のとおり、決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第22 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長（宮川安明君） 日程第22「議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について」を議題とします。

お手元に配布のとおり、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮川安明君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これで、議会を閉じます。

閉会前に当たり、町長よりご挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 12月定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は12月11日から本日までの5日間にわたり、ご提案をいたしました案件につきまして、精力的にご審議をいただき、いずれも原案どおりご議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行に当たりご同慶に存するものであります。

ここにご議決をいただきました、令和2年度一般会計補正予算をはじめ各議案の成立によりまして、町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図り町民の皆様の福祉の向上に努めてまいります。

また、今議会でご指摘をいただきました事項につきましては、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。

今年も残すところ少なくなりましたが、これから寒さも一段と厳しくなっております。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意をいただき新たな年をお迎えいただきますようご祈念申し上げますとともに、今後とも町政発展のため特段のご協力とご指導をいただきますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（宮川安明君） 本定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は11日に開会、本日15日までの5日間にわたり、重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し無事に閉会の運びとなりましたことは、議員各位とともに誠に同慶に堪えません。ここに、今会期中における議員並びに執行部各位のご努力に対し深く感謝を申し上げます。

なお、町執行部におかれましては、議員各位の意見等を尊重していただき、町政発展に向けた今後の施策に十分反映されますことを切に希望するものでございます。また、議員各位におかれましては、終始精力的なご審議をいただき厚くお礼を申し上げます。今後とも町民の付託とご期待に応えるべく、さらなるご尽力を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

最後に、皆様にはくれぐれもご健康にご留意いただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお祈り申し上げ、令和2年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午後2時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録
令 和 2 年 第 4 回 定 例 会

令 和 2 年 12 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 宮 川 安 明
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 北 畑 公 孝
作 成 オ フ ィ ス エ ム ワ ン 電 話 (096) 234-2208

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4
電話 (096) 234-1198